

上関町地域防災計画

震災対策編

〈令和6年3月改訂〉

上関町防災会議

目次

第1編 総則

第1章 計画の方針	3
第1節 目的	3
第2節 計画の性格	3
第3節 計画の用語	4
第4節 防災に関する組織及び実施責任	4
第5節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱及び住民・事業所のとるべき措置	4
第6節 地震防災緊急事業五箇年計画	4
第7節 地震防災戦略	5
第2章 上関町の地震環境と地盤	6
第1節 地震活動環境	6
第2節 地質地盤特性	8
第3章 既往津波と津波浸水想定	9
第1節 既往津波	9
第2節 津波浸水想定	9
第4章 被害想定	11
第1節 被害想定的前提条件	11
第2節 被害想定結果	17

第2編 災害予防計画

第1章 防災思想の普及啓発	23
第2章 防災活動の促進	23
第3章 防災訓練の実施	23
第4章 地震に強いまちの形成	24
第1節 避難関連施設の整備	25
第2節 交通施設の整備	26
第3節 河川・海岸の整備	26
第4節 農山漁村地域の防災対策の推進	26
第5章 建築物・公共土木施設等の耐震化	27
第1節 建築物の耐震化	29
第2節 ライフライン施設の耐震化	32
第3節 公共土木施設等の耐震性の確保	33

第6章	土砂・地盤災害の予防	35
第1節	土砂災害の予防	36
第2節	地盤災害の予防	37
第7章	災害情報の収集・連絡体制の整備	38
第8章	災害応急体制の整備	38
第9章	避難予防対策	39
第1節	町の避難計画	39
第2節	学校その他防災上重要な施設の避難計画	41
第3節	応急仮設住宅の建設及び住宅の提供	41
第10章	救助・救急、医療活動	42
第11章	要配慮者対策	42
第12章	緊急輸送活動	42
第13章	災害救助物資の確保、災害対策基金計画	42
第14章	ボランティア活動の環境整備	42
第15章	施設・設備等の応急復旧体制	42
第16章	火災予防対策	43
第1節	出火防止	43
第2節	初期消火	45
第3節	消防力の強化	45
第17章	津波災害予防対策	46
第1節	津波防災意識の向上	47
第2節	津波からの避難	49
第3節	海岸保全施設等の整備	52

第3編 災害応急対策計画

第1章	応急活動計画	55
第1節	活動体制の確立	56
第2節	組織体制	57
第3節	動員配備計画	60
第2章	災害情報の収集・伝達計画	62
第1節	地震・津波に関する情報等の収集・伝達計画	62
第2節	被害情報収集・伝達計画	74
第3節	通信運用計画	74
第4節	災害時の放送	74

第5節	広報計画	74
第3章	救助・救急、医療等活動計画	75
第4章	避難計画	75
第5章	応援要請計画	75
第6章	緊急輸送計画	75
第7章	災害救助法の適用計画	75
第8章	食料・飲料水及び生活必需品等の供給計画	75
第9章	保健衛生・動物愛護管理計画	75
第10章	応急住宅計画	76
第1節	応急仮設住宅の供与	76
第2節	被災住宅の応急修理支援	76
第3節	被災建築物の地震後の対策	76
第11章	水防・消防、危険物等対策計画	78
第1節	水防活動計画	79
第2節	消防活動計画	81
第3節	石油類等の危険物災害対策計画	83
第12章	災害警備計画	85
第13章	要配慮者支援計画	85
第14章	ボランティア活動支援計画	85
第15章	応急教育計画	85
第16章	ライフライン施設の応急復旧計画	85
第17章	公共施設等の応急復旧計画	85
第18章	南海トラフ地震防災対策推進計画	86
第1節	総 則	88
第2節	災害対策本部等の設置等	88
第3節	南海トラフ地震の概要	89
第4節	地震発生時の応急対策等	92
第5節	津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助	94
第6節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	98
第7節	防災訓練計画	100
第8節	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	101
第19章	津波災害応急対策計画	103
第1節	避難指示の伝達	103
第2節	住民等の避難行動	104
第3節	避難誘導	105

第4節 津波災害情報等の連絡体制	105
------------------------	-----

第4編 復旧・復興計画

第1章 公共施設の災害復旧・復興計画	109
第2章 被災者の生活再建計画	109
第3章 被災中小企業・農林水産事業者復興支援計画	109

第 1 編 総 則

第1章 計画の方針

第1節 目的

この計画は、災害対策基本法（以下「災対法」という。）（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災や平成23年3月に発生した東日本大震災などの近年の大規模災害の経験を礎に、近年の防災をめぐる社会構造の変化等を踏まえ、上関町（以下「町」という。）において防災上必要と思料される諸施策について、上関町防災会議が作成する計画であって、町域における地震・津波災害（以下「震災」という。）に係る災害予防、災害応急対策及び復旧・復興に関し、町、山口県（以下「県」という。）、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、防災上重要な施設の管理者等（以下「防災関係機関」という。）及び住民が処理すべき事務及び業務の大綱を定め、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、防災関係機関、住民がその有する全機能を有効に発揮して、町域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

- 1 この計画は、国の防災基本計画及び県の地域防災計画に基づき、町域における震災対策に関して総合的かつ基本的性格を有するものである。
したがって、他の計画等で定める防災に関する部分はこの計画と矛盾し、又は抵触するものではない。
また、指定行政機関、指定公共機関等の防災業務計画に抵触するものではない。
- 2 この計画は、災対法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、防災関係機関の災害対策の推進状況に応じて、必要な修正を行う。
- 3 この計画は、防災関係機関がそれぞれの立場において実施責任を有するものであり、防災関係機関は、平素から研究、訓練等を行うなどしてこの計画の習熟に努めるとともに、住民に対しこの計画の周知を図り、計画の効果的な運用ができるように努める。
- 4 計画の具体的実施に当たっては、防災関係機関が相互に連携を保ち、総合的な効果が発揮できるように努める。
- 5 この計画に定めのない事項については、上関町地域防災計画（本編）による。

第3節 計画の用語

この計画における用語は、次のとおりとする。

- | | |
|------------|---|
| 1 災対法 | 災害対策基本法（昭和36年法律第223号） |
| 2 救助法 | 災害救助法（昭和22年法律第118号） |
| 3 町防災計画 | 上関町地域防災計画 |
| 4 町本部 | 上関町災害対策本部 |
| 5 県防災計画 | 山口県地域防災計画 |
| 6 県本部 | 山口県災害対策本部 |
| 7 要配慮者 | 高齢者、障害者、乳幼児、難病患者、妊産婦、外国人その他の特に配慮を要する者 |
| 8 避難行動要支援者 | 要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者 |

第4節 防災に関する組織及び実施責任

本編第1編第1章第5節「防災に関する組織及び実施責任」を準用する。

第5節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱及び住民・事業所のとるべき措置

本編第1編第1章第6節「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱及び住民・事業所のとるべき措置」を準用する。

第6節 地震防災緊急事業五箇年計画

地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災対策特別措置法に定める地震防災上緊急に整備すべき施設等に関して、平成28年度を初年度とする県の第5次地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業を推進する。

1 計画年度

平成28～令和2年度

2 事業の実施

町は、県と連携し、第5次地震防災緊急事業五箇年計画の対象となる地震防災に係る緊急事業を

行うものとする。

3 地震防災緊急事業に係る国の負担又は補助の特例

地震防災緊急事業は、地震防災対策特別措置法第4条により、国の負担又は補助の特例が定められている。

第7節 地震防災戦略

南海トラフ巨大地震等大規模地震は、想定される被害が甚大かつ深刻であるため、発生までの間に、国、地方公共団体、関係機関、住民等が、様々な対策によって被害軽減を図ることが肝要である。

このため、町は、県が策定した被害想定をもとに、人的被害、経済被害の軽減について達成時期を含めた具体的な被害軽減量を示す数値目標である減災目標及び減災目標の達成に必要な各事項の達成すべき数値目標等を定める具体目標等から構成される地震防災戦略を踏まえた地域目標の策定に努める。

また、地震防災戦略が対象とする南海トラフ巨大地震等大規模地震以外の地震についても、町は、地域の特性を踏まえた被害想定を実施し、それに基づく減災目標を策定し、県の協力の下、関係機関、住民等と一体となって、効果的かつ効率的な地震対策の推進に努める。

第2章 上関町の地震環境と地盤

第1節 地震活動環境

第1項 活断層

本町及びその周辺における活断層の分布は、「新編・日本の活断層」（活断層研究会 1991）によると、「活断層であることが確実」である確実度Ⅰの活断層は、広島県西部から岩国市にかけて走る「小方ー小瀬断層」、岩国市に確認されている「岩国断層」と「甘木山断層」がある。

また、「活断層であると推定される」確実度Ⅱの活断層は、岩国市に確認されている「小畑断層」と周南市から下松市にかけて走る「熊毛断層」等があるが、本町の直下には、活断層の存在は確認されていない。

□ 確実度Ⅰの活断層データ（「新編・日本の活断層」（活断層研究会 1991）より）

断層名	活動度	長さ (km)	走向	傾斜
小方ー小瀬断層	B	26	NE	NW
岩国断層	B	10	NE	NW
甘木山断層	B	4	NE	

岩国断層帯については、通商産業省工業技術院地質調査所により1995年度から1996年度にかけてトレンチ調査等が実施されている。

その調査結果概要については、以下のとおりである。

	岩国断層帯
再来間隔	約15,000年
最新活動時期	約9,000年前
活動規模	マグニチュード7程度
活動度	B（平均変位速度：10cm以上1m未満/1000年）
断層長	20km程度
再来予測	約6,000年後

第2項 地震活動

山口県や九州地方は、ユーラシアプレート上に位置し、フィリピン海プレートがその下に沈み込んでいる。その沈み込んだフィリピン海プレート内部でも地震が発生しており、特に伊予灘、豊後水道及び国東半島にかけては、深さ120km程度までの地震活動が活発で、ときには被害を伴う地震が発生する。

本町に影響のある伊予灘、周防灘、豊後水道及び国東半島にかけて発生したマグニチュード5.0以上の昭和以降の地震活動の概要は以下のとおりである。直近では、伊予灘を震源地とする地震（2021年7月、M5.1）が発生している。

発生年月日	深さ (km)	マグニチュード	震源地
1926年1月22日	10	5.4	豊後水道
1928年9月25日	76	5.8	伊予灘
1937年2月8日	24	5.0	伊予灘
1937年2月27日	63	6.0	周防灘
1938年9月10日	20	5.0	伊予灘
1942年2月27日	63	6.0	周防灘
1941年4月6日	10	6.2	山口県北部
1942年2月22日	68	5.4	伊予灘
1942年10月27日	42	5.2	豊後水道
1944年6月7日	65	6.0	伊予灘
1946年8月20日	42	5.9	豊後水道
1949年7月12日	25	6.2	安芸灘
1953年7月30日	14	5.4	安芸灘
1956年1月30日	53	5.0	伊予灘
1958年9月8日	82	5.7	周防灘
1960年5月11日	81	5.4	周防灘
1964年11月14日	62	5.9	豊後水道
1968年8月6日	39	6.6	豊後水道
1968年8月6日	37	5.3	豊後水道
1969年9月7日	97	5.2	伊予灘
1969年11月30日	45	5.2	豊後水道
1979年7月13日	70	6.0	周防灘
1981年7月17日	60	5.1	豊後水道
1983年8月26日	116	6.8	大分県北部
1987年11月18日	8	5.2	山口県東部
1988年7月29日	53	5.1	伊予灘
1991年1月4日	57	5.3	伊予灘
1991年10月28日	18	6.0	周防灘
1993年8月31日	62	5.1	伊予灘
1997年6月25日	8	6.6	山口県中部
1998年5月23日	86	5.4	伊予灘
2001年3月24日	46	6.7	安芸灘
2001年3月26日	46	5.2	安芸灘
2006年9月26日	70	5.3	伊予灘
2014年3月14日	78	6.2	伊予灘
2021年7月17日	76	5.1	伊予灘

第2節 地質地盤特性

室津半島部では、大部分を新生代火山岩（瀬戸内火山岩類）が占め、海岸に沿って中生代深成岩（花こう岩）が分布している。長島では、北部に中生代深成岩、南部に中生代低圧型変成岩（領家変成岩）が広がっている。祝島ではそのほとんどを新生代火山岩が占め、八島では北部に中生代低圧型変成岩、南部に新生代火山岩が分布している。

また、花こう岩が風化して生成される真砂土（まさ土）が広く分布しており、豪雨時の山地崩落の危険性が大きく、長島に分布するに中生代低圧型変成岩は、はく離に富み、風化によりシルトや粘土となるため、崩落や崩壊を起こしやすい。

第3章 既往津波と津波浸水想定

第1節 既往津波

瀬戸内海沿岸では、南海トラフで発生した1707年の宝永地震をはじめ、1854年の安政南海地震、1946年の昭和南海地震及び日向灘で発生した地震により津波が襲来した記録が残っている。

第2節 津波浸水想定

県は、津波防災地域づくりに関する法（平成23年12月27日施行）に基づき、国土交通省が作成した「津波浸水想定の設定の手引き」に沿って、堤防条件等の設定や瀬戸内海沿岸における最大クラスの津波の選定を行っている。

1 堤防の条件等

- (1) 海岸構造物のうち護岸や防波堤などのコンクリート構造物は、地震によりすべて破壊され、機能しないものとする設定
- (2) 盛土構造物の海岸堤防等は、地震により地震前の25%の高さまで沈下するものとし、津波が越流した場合は、すべて破壊され機能しないものとする設定
- (3) 初期潮位は満潮位とする設定

2 最大クラスの津波（発生頻度は極めて低い、発生すれば甚大な被害をもたらす津波）をもたらすと想定される地震

- (1) 南海トラフ巨大地震※ 規模：M_w（モーメントマグニチュード）＝9.1
- (2) 周防灘断層群主部 規模：M_w（モーメントマグニチュード）＝7.22

※国が示した11ケースの断層モデルのうち、山口県沿岸に対して津波の影響が大きい5ケースを対象とする設定

その結果、想定される上関町の津波浸水面積、最高津波水位、最高津波水位到達時間、海面変動影響開始時間は以下のとおりである。

□ 上関町の浸水面積（県推計結果）

1 cm以上	117ha
30cm以上	105ha
1 m以上	75ha
2 m以上	30ha

※南海トラフ巨大地震及び周防灘断層群主部の地震による最大の場合

- 上関町における南海トラフ巨大地震及び周防灘断層群主部の地震による最高津波水位、最高津波水位到達時間、海面変動影響開始時間

地 点	地 震	最高津波水位		最高津波水位 到達時間 (分)	海面変動影響	
		(T. P. m)	うち津波 波高 (m)		開始時間 (分)	上昇 下降
室津港 (上関町 代表地点)	南海トラフ巨 大地震	3.6	2.0	128	32	下降
	周防灘断層群 主部の地震	2.1	0.5	63	35	下降

※「最高津波水位」は、代表地点である漁港等の海岸線から沖合約30m地点における津波水位の最大値を標高で表示し、小数点以下第2位を切り上げ

※「津波波高」は、津波水位から初期潮位を引いたもので、地震による水位変化の値

第4章 被害想定

震災対策を効果的かつ効率的に実施する上での基礎資料とするため、平成20年3月、県により、被害想定調査報告書が取りまとめられた。この中で、県内に被害を及ぼす想定地震が設定され、物的・人的被害の予測とそれが経済に及ぼす影響が推計された。

その後、平成23年3月11日に震源域の長さが約400km以上、幅は約200kmで、最大の滑り量が20m以上であったと推定されるM（マグニチュード）9.0の東北地方太平洋沖地震が発生し、死者・行方不明者は1万8千人を超えるなど未曾有の災害となったことから、県は、防災対策を改めて検証・検討することを目的に、同年6月、県防災会議の下に「大規模災害対策検討委員会」を設置し、県内で想定される地震を類型別に再検証した。

また、南海トラフ地震については、東北地方太平洋沖地震の甚大な被害による国の検討を踏まえ、平成24年4月に新たに「山口県地震・津波防災対策検討委員会」を設置し、内閣府の「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」の方法を参考に被害想定を見直した。

本章における町の被害想定は、国や県の検討結果等をもとに取りまとめたものであり、今後[さらに](#)各種見直しの反映を含め、適宜追加及び修正を行う。

第1節 被害想定的前提条件

第1項 想定地震

県内に被害をもたらす最も切迫性の高い地震として、今後30年以内に70～80%の確率で発生するとされている「南海トラフ地震」、同じく40%程度の確率で発生するとされている「安芸灘～伊予灘の地震」のほか、活動間隔が数千年から数万年と非常に長いとされているものの、今後、いつどこで起きかわからないことから、県内で確認されている主な活断層（大竹断層等）と県内に大きな被害を及ぼす可能性のある中央構造線断層帯について被害想定が行われた。

また、上記の地震による影響が小さい地域においても、防災対策上の備えを行う必要があることから、文献等に記載された活断層等から、県内の各市町で地震動が最大となる断層が抽出され、その他の断層として被害想定が行われた。

1 想定される災害の姿

(1) 南海トラフ巨大地震（海溝型）

南海トラフに震源を有する地震は過去に100年～150年周期で発生し、日本各地に大きな被害をもたらした。この地域に起こる地震は、震源位置によって、東海地震、東南海地震、南海地震と呼ばれるが、過去に3地震が個別に又は2地震あるいは3地震が同時に発生した様々なケースがあったと考えられている。

国の地震調査研究推進本部によれば、令和2年1月1日を基準日として南海トラフ地震が今後30年以内に発生する確率は70～80%と予想されており、地震規模はM8～9クラスとされている。

南海トラフ地震については、内閣府に平成23年8月に設置された「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において、科学的知見に基づき、南海トラフの巨大地震対策を検討する際に想定すべき最大クラスの地震・津波断層モデルが設定されている。県の被害想定は、このモデルのうち県内で被害が最も大きくなるケースを対象としており、中央防災会議と同様にM9.0と設定している。

この地震は、大規模なプレート間地震であり、長周期の揺れが長く続くため、沿岸低地部や島しょ部を中心に軟弱地盤の液状化被害や、長周期の揺れに反応しやすい構造物への影響が大きいと考えられる。また、海底下の浅いところを震源とするため大規模な津波の発生を伴う。

想定する震源断層域は、最新の研究成果を踏まえて作成したフィリピン海プレートとユーラシアプレートの境界面において、東側（駿河湾側）は駿河湾における南海トラフのトラフ軸（富士川河口断層帯の領域を含む。）から、南西側（日向灘側）は九州・パラオ海嶺の北側付近でフィリピン海プレートが厚くなる領域までとされ、深さ方向には、トラフ軸からプレート境界面の深さ約30km からそれよりもやや深い深部低周波地震が発生している領域まで（日向灘の領域はプレート境界面の深さ約40km まで）とされている。

震源断層域の中で、強震断層モデルを検討する強震断層域は、プレート境界面の深さ10kmより深い領域とし、津波断層モデルを検討する津波断層域は、トラフ軸からプレート境界面の深さ10km までの領域も含めることとされている。

ア 関連地震の発生

南海地震が発生すると、県の地殻は南東方向に伸長することが考えられるため、県内活断層のうち北東－南西方向の大竹断層（岩国断層帯）等の活断層では、断層面に垂直に作用している圧縮応力が低下することに伴い摩擦強度が低下し、断層が滑りやすくなる。一方、北西－南東方向の菊川断層帯等では断層面に平行な方向のせん断応力が加わることから、この活断層も滑りやすくなる。

また、スラブ内地震である安芸灘～伊予灘での地震の発生の可能性も高くなる。

事実、宝永地震（1707年、東海・東南海・南海地震の3連動地震（M8.6））の時、発生23日後に山口県徳地で大きな誘発地震（M5.5）が発生している。これによって倒壊家屋289軒、死者3名の被害が発生した。

イ 液状化

(ア) 広範囲での液状化

東北地方太平洋沖地震でも発生したように、非常に長い継続時間の震動が起こり、揺れの繰り返し回数が多くなる。これにより、震源域から遠く離れたところまで大きな液状化被害を発生させる可能性がある。東北地方太平洋沖地震では、それまで液状化は発生しな

いと考えられていた震度5弱以下の地域でも液状化が発生している。

(イ) 液状化による被害

広範囲にわたる液状化の発生により、住宅の不同沈下をはじめ、上下水道、ガス、電気、通信などの埋設管路、ケーブル網などライフラインの麻痺を引き起こすなど、大きな被害を生じる可能性がある。

(ウ) 沿岸部等の液状化

液状化の発生によって、護岸構造物がその強度を失い、大規模の津波でなくても被害を免れない場合も考えられ、これを原因とする広範囲の浸水により、交通網の広域的な遮断、救助・救援活動への支障、帰宅難民の発生などが想定される。

(エ) 内陸部の液状化や盛土地盤の崩壊

沿岸部だけでなく、内陸部における湖沼・旧河道の若年埋立て地盤の液状化や丘陵地谷埋め盛土の滑り破壊などにも十分注意する必要がある。

ウ 地震による土砂災害

中山間地域については、崖崩れや土石流（山津波）など土砂災害の発生により、道路の被害による孤立化、河道閉塞、丘陵地の宅地造成地の被害などについても考慮が必要である。

(2) 安芸灘～伊予灘の地震（スラブ内）

この地域に発生する地震は、西日本へもぐり込むフィリピン海プレート先端部の地下約50km以深で発生するスラブ内（プレート内）地震と考えられており、これまで50～100年の周期でM7クラスの地震が発生している。平成13年（2001年）芸予地震（M6.7）もこの地域で発生した地震である。

想定地震としては明治38年（1905年）芸予地震規模の地震が再来するケースを想定するものとし、M7.25と設定されている。

ア 地震動・津波

(ア) 地震の想定規模

現在想定ではM7.25としているが、過去の例からM7.4程度の可能性もあり、その場合の県内震度の変化を考慮する必要がある。

(イ) 津波の有無

この地震の震源の深さは40～80kmと想定されるので、津波の発生は考えにくい。

イ 埋立地の液状化

沿岸地域の液状化の可能性が考えられ、その場合、東南海・南海地震と同様の被害を念頭に置く必要がある。

(3) 県内活断層による地震（直下型）

県内で確認されている主な活断層による地震は、東海・東南海・南海地震の前後で発生の確率は高くなる。特に地震の後には地殻の応力（活断層の動きを拘束する力）が低下するため、地震は発生しやすくなることが考えられる。

なお、県内陸部にある活断層による地震では津波は発生しないと設定されている。

ア 大竹断層（小方ー小瀬断層）

県東部を北東ー南西方向に走る『岩国断層帯』は、「大竹断層（小方ー小瀬断層）」と「岩国断層」及びその間に存在する「甘木山断層」から構成される。このうち、最も長さの長い「大竹断層（小方ー小瀬断層）」を対象として、平成4年～平成8年末に詳細な調査が実施され、その結果は地質調査所（現（独）産業技術総合研究所活断層センター）によって断層の長さは20km程度とするのが妥当であると報告されている。

一方、国の地震調査研究推進本部では、『岩国断層帯』としてそのはるか西方に位置する「徳山市北の断層」と「大河内断層」を含めたことにより、断層帯の長さを約44kmと評価している。しかし、県の防災対策専門部会の意見に基づき、「徳山市北の断層」は『岩国断層帯』の走向と異なる点、「大河内断層」は『岩国断層帯』と確実度や調査精度の異なる断層である点から、「大竹断層（小方ー小瀬断層）」のみが主要な断層による地震として設定され、「大河内断層」はその他の断層による地震として、別に設定された。したがって、「新編・日本の活断層」を参考とした「大竹断層（小方ー小瀬断層）」の断層長さ26km、M7.2という設定による想定が行われている。

イ 中央構造線断層帯（石鎚山脈北縁西部～伊予灘）

国が長期評価を行っている中央構造線断層帯を構成する5区間の活断層の一つであり、今後30年以内の発生確率は0～0.4%（M8.0程度若しくはそれ以上）とされ、日本の活断層の中では発生確率がやや高いグループに属している。

本活断層による地震が発生した場合には周防大島町などの県東部沿岸地域での影響が大きいと考えられる。

断層諸元は、国の長期評価を参考に、断層長さ130km、M8.0と設定されている。

(4) その他の断層による地震

ア 周防灘断層群主部

平成28年7月に国の地震調査研究推進本部により長期評価が公表されている断層で、国内の主な活断層の中では、今後30年間に地震が発生する可能性が高いグループに属するとされており、周南市において地震動最大となる断層として設定されている。断層諸元は、断層の直線モデルの長さから断層長さ44.1km、M7.6という設定である。

イ 佐波川断層

山口県地質図（1995）に記載されている地質断層で、防府市において地震動最大となる断層として設定されている。断層諸元は、断層の直線モデルの長さから断層長さ34.4km、M7.4という設定である。

ウ 大河内断層

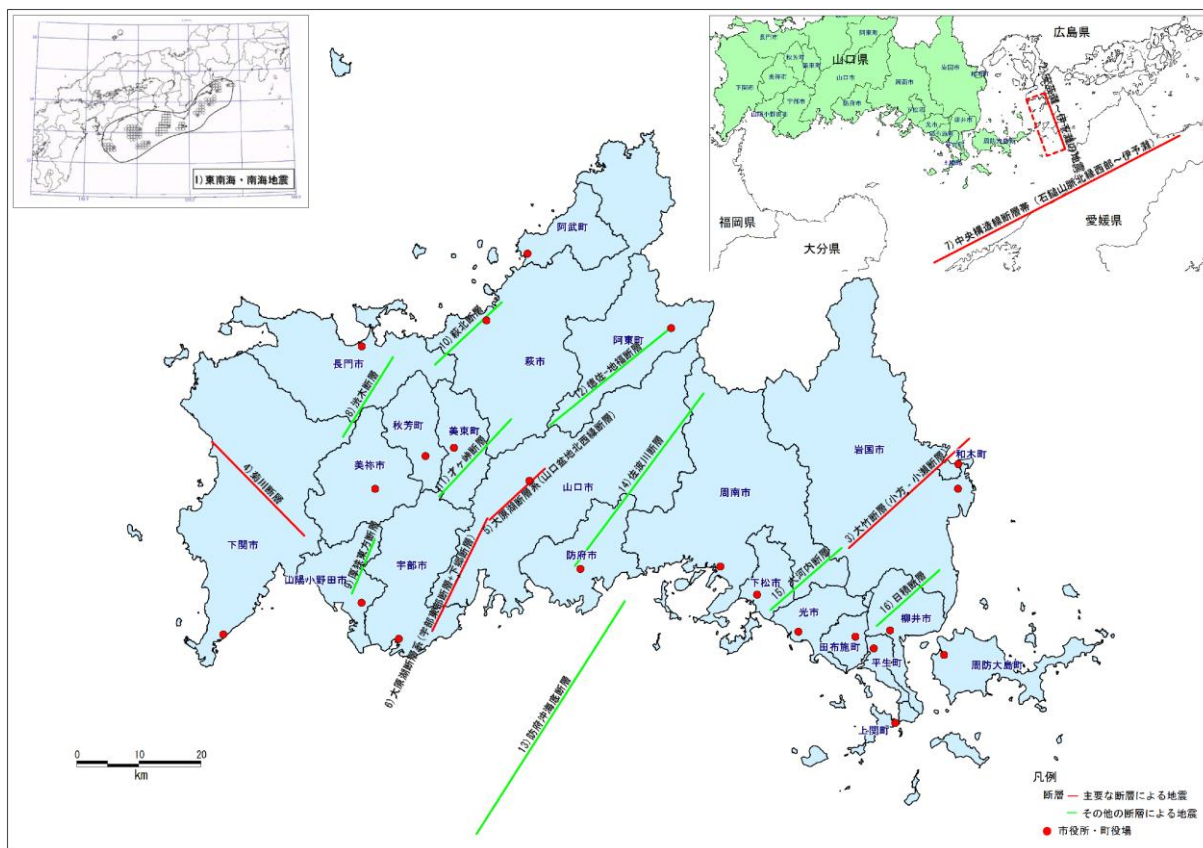
国の地震調査研究推進本部では、『岩国断層帯』を構成する断層の一つとして「大河内断層」を含めているが、「大河内断層」は『岩国断層帯』と確実度や調査精度の異なる断層で

ある点から、他の断層による地震として、別に設定された。下松市、光市において地震動最大となる断層として設定されており、断層諸元は、「新編・日本の活断層」を参考に、断層長さ15.1km、M6.8という設定である。

エ 日積断層

山口県地質図（1995）に記載されている地質断層で、柳井市、田布施町、平生町において地震動最大となる断層として設定されている。断層諸元は、断層の直線モデルの長さから断層長さ13.4km、M6.7という設定である。

□ 想定地震位置図（山口県地震被害想定調査報告書より）



第2項 発災季節と発災時刻

1 南海トラフ巨大地震

地震の発生する季節と時刻は、内閣府「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」が設定する想定が採用されている。火災による建物被害や人的被害等は風速により異なるため、兵庫県南部地震発生時と同じ条件の風速3m/s、関東地震発生時と同じ条件の風速15m/sの2ケースについて被害想定が行われた。

ケース	発災季節・時刻 [風速]	特 徴	対象人口
①	冬の深夜 風速 3m/s 風速15m/s	<ul style="list-style-type: none"> ・阪神・淡路大震災と同じ時間帯で、多くの人が自宅で就寝中。 ・建物倒壊、屋内収容物転倒等自宅での被災による人的被害が最大となるケース ・また、津波からの避難が遅れることにもなる。 	夜間人口
②	夏の昼12時 風速 3m/s 風速15m/s	<ul style="list-style-type: none"> ・オフィス、繁華街等に多数の滞留者が集中しており、自宅外で被災するが多い。 ・海水浴をはじめとする観光客が多く沿岸部等にいる。 ・木造建物内滞留人口は、1日の中で少ない時間帯であり、老朽木造住宅の倒壊による死者数は①と比較して少ない。 	昼間人口
③	冬の夕方18時 風速 3m/s 風速15m/s	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。 ・オフィスや繁華街周辺のほか、ターミナル駅にも滞留者が多数存在する。 ・鉄道、道路もほぼ帰宅ラッシュ時に近い状況でもあり、交通被害による人的被害や交通機能支障による影響が大きい。 	(0.6×昼間人口) + (0.4×夜間人口)

2 南海トラフ巨大地震以外の地震

地震の発生する季節と時刻によって被害は大きく異なり、その様相は住民の生活行動を顕著に反映するため、それぞれの季節と時刻において被害が甚大となる次の3ケースが想定された。

風速については、兵庫県南部地震発生時と同じ条件の風速 3m/s、関東地震発生時と同じ条件の風速15m/sの2ケースについて被害想定が行われた。

ケース	発災季節・時刻 [風速]	特 徴	対象人口
①	冬の早朝 5時 風速 3m/s 風速15m/s	<ul style="list-style-type: none"> ・阪神・淡路大震災と同じ時間帯で、多くの人が自宅で就寝中。 ・建物倒壊、屋内収容物転倒等自宅での被災による人的被害が最大となるケース 	夜間人口
②	冬の昼12時 風速 3m/s 風速15m/s	<ul style="list-style-type: none"> ・家事や暖房で最も火気の頻度が高く、火災発生率が高くなる季節・時間帯であり、火災による人的被害、物的被害が最大となるケース ・外出者が多く、市街地に買い物客や観光客が集まっている時間帯。帰宅困難者が最大となるケース 	昼間人口
③	冬の夕方18時 風速 3m/s 風速15m/s	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外人口も多く、ブロック塀等の倒壊による人的被害が最大となるケース 	(0.6×昼間人口) + (0.4×夜間人口)

第2節 被害想定結果

各想定地震による被害の概要は以下のとおりである。

1 南海トラフ巨大地震

想定項目	想定地震		南海トラフ巨大地震		
	地震規模		M9.0		
	地震タイプ		プレート間		
		上関町	山口県		
地震動	最大震度	6弱		6強	
	震度6弱以上のエリア面積率	19.3%		1.9%	
	震度5強のエリア面積率	74.9%		12.7%	
	震度5弱のエリア面積率	5.8%		32.0%	
土砂災害	危険度ランクAの箇所数	急傾斜地崩壊	15か所	402か所	
		地すべり	3か所	31か所	
		山腹崩壊	8か所	91か所	
津波	最高津波水位（重ね合わせ）	T. P. +3.6m （うち津波波高2.0m）	T. P. +3.8m （うち津波波高2.2m）		
	最高津波の到達時間（重ね合わせ）	最短で128分	最短で116分		
	海面変動影響開始時間	32分（下降）	18分（下降）		
	1cm以上の浸水面積	117ha	8,069ha		
建物被害 （被害が最大）	全壊の主な原因（割合）	津波（44%）		津波（50%）、 液状化（30%）	
	全壊棟数・焼失棟数（うち津波が原因）	*44棟（24棟）		*5,926棟（3,454棟）	
	焼失棟数	0棟		31棟	
	半壊棟数（うち津波が原因）	470棟（264棟）		43,021棟（32,968棟）	
人的被害 （被害が最大）	死者の主な原因（割合）	建物倒壊（50%）、 土砂災害（50%）		津波（95%）	
	死者数（うち津波が原因）	***2人（0人）		**614人（582人）	
	負傷者数（うち建物倒壊が原因）***	32人（31人）		1,477人（1,353人）	
	重傷者数*	0人		98人	
	自力脱出困難者***	1人		85人	
ライフライン施設被害	上水道（直後の断水人口）*	2,716人		210,612人	
	下水道（直後の機能支障人口）*	15人		6,275人	
	電力（直後の停電軒数）*	127軒		14,432軒	
	通信（直後の固定電話不通回線数）*	75回線		9,381回線	
	ガス（直後の供給停止戸数）*	0戸		0戸	
交通施設被害	緊急輸送道路（被害箇所数）*	0か所		41か所	
	道路（被害箇所数）*	8か所		458か所	
	港湾（被害度がかかなり高い岸壁数）*	0岸壁		4岸壁	
生活支障	1日後の避難所生活者数*	0.1万人		167,643人	
	帰宅困難者数（平日の昼間）*	155人		57,154人	
	1日後の食料需要*	0.5万食		40.2万食	
	1日後の仮設トイレ需要*	14基		1,179基	
その他施設等被害	災害廃棄物発生量*	6万トン		*61万トン	
	孤立集落（孤立世帯数）*	259世帯		1,818世帯	
	重要施設 （機能支障可能性がある施設数）	災害対策拠点*	1		7
		避難拠点*	0		20
		医療拠点*	0		0
	ため池 （危険度ランクA）	箇所数*	0か所		6か所
影響人口*		0人		774人	
経済被害	直接被害*	125億円		11,974億円	

注) 山口県の被害は山口県全域での集計値

* : 冬の夕方18時かつ風速15m/sの場合の被害量

** : 夏の昼12時かつ風速15m/sの場合の被害量

*** : 冬の深夜かつ風速15m/sの場合の被害量

2 南海トラフ巨大地震以外（上関町に影響の大きいもののみ掲載）

想定項目	想定手法	被害量	想定地震	
			安芸灘～伊予灘の地震	
			地震規模	M7.25
			地震タイプ	スラブ内(プレート内)
地震動	①地震タイプ、地震規模、震源からの距離により硬質地盤での地震動を算定 ②硬質地盤～地表面の地盤状況に応じた地震動の増幅を考慮し、地表面での震度を算定	最大震度		5強
		震度6弱以上のエリア面積率		0.0%
		震度5強のエリア面積率		23.1%
		震度5弱のエリア面積率		76.9%
土砂災害	急傾斜地崩壊、地すべり、山腹崩壊の各危険箇所の耐震性と震度分布から、発生危険度を判定	発生危険度ランクAの箇所数	急傾斜地崩壊	0か所
			地すべり	1か所
			山腹崩壊	1か所
津波	中央防災会議の公開データを参照	津波高さ、到達時間、浸水深		—
建物被害	①揺れ、液状化、土砂災害、火災、津波の原因による被害を木造・非木造ごとに算定 ②火災による被害は、揺れによる全壊棟数から出火箇所を想定し、消防力運用による消火を考慮して焼失棟数を算定	全壊の主な原因（割合）		土砂災害(100%)
		全壊棟数		16棟
		半壊棟数		41棟
		焼失棟数		0棟
人的被害	建物倒壊（屋内収容物移動・転倒を含む）、土砂災害、火災、津波、ブロック塀等の倒壊、自動販売機の転倒、屋外落下物を原因とする死者、負傷者、重傷者を市町ごとに算定	死者数が最大となる発災季節・時間		—
		上記ケースの死者の主な原因（割合）		土砂災害(100%)
		上記ケースの死者数		1人
		上記ケースの負傷者数		2人
		上記ケースの重症者数		1人
		自力脱出困難者		0人
ライフライン施設被害	上水道、下水道、電力、通信、ガス施設の現況を把握し、地震動、液状化危険度の想定結果から被害を想定	上水道（直後の断水人口）		23人
		下水道（直後の機能支障人口）		117人
		電力（1日後の停電軒数）		14軒
		通信（直後の固定電話不通回線数）		0回線
		ガス（直後の供給停止世帯数）		0世帯
交通施設被害	道路、鉄道、港湾、空港施設の現況を把握し、地震動、液状化危険度の想定結果から被害を想定	緊急輸送道路（被害箇所数）		0か所
		道路（被害箇所数）		0か所
		港湾（被害度がかなり高い岸壁数）		0岸壁
生活支障	①住宅・ライフライン被害から避難者を想定 ②震度5以上となる市町を対象に自宅までの距離10km以上の滞留者を帰宅困難者数と想定 ③避難所で生活する避難者数から物資・仮設トイレの需要を想定	1日後の避難所生活者数		0.0万人
		帰宅困難者数（平日の昼間）		211人
		1日後の食料需要		0.0万食
		1日後の仮設トイレ需要		0基
その他施設等被害	①震災時のアクセス経路の寸断によって孤立する可能性のある集落を想定 ②重要施設（災害対策拠点、避難拠点、医療拠点）の建物耐震性に地震動、液状化危険度、火災の想定結果を考慮して地震時の師養成を判定 ③ため池の堤体・基礎地盤の耐震性と地震動の想定結果から危険度を判定 ④建物被害棟数と原単位から廃棄物発生量を想定	震災廃棄物発生量		1万m ³
		孤立集落（孤立世帯数）		0世帯
		重要施設（機能支障可能性がある施設数）	災害対策拠点	0
			避難拠点	0
			医療拠点	0
		ため池（危険度ランクA）	箇所数	0か所
影響人口	0人			
経済被害	①物的被害の被害量×復旧費用原単位により直接被害額を推計 ②地震による生産活動の低下がもたらす生産の減少額（間接被害）を推計	合計		1,999百万円
		直接被害		1,758百万円
		間接被害		242百万円

注） 冬の昼12時かつ風速15m/sの場合の被害量

想定項目	被害量	想定地震	大竹断層 (小方-小瀬断層)	中央構造線断層帯 (石鎚山脈北縁西部 ～伊予灘)	
		地震規模	M7.2	M8.0	
		地震タイプ	内陸(地殻内)	内陸(地殻内)	
地震動	最大震度		5強	6弱	
	震度6弱のエリア面積率		0.0%	100.0%	
	震度5強のエリア面積率		66.1%	0.0%	
	震度5弱のエリア面積率		33.9%	0.0%	
土砂災害	危険度ランク Aの箇所数	急傾斜地崩壊	0か所	27か所	
		地すべり	2か所	4か所	
		山腹崩壊	4か所	9か所	
津波	津波高さ、到達時間、浸水深		—	—	
建物被害	全壊の主な原因(割合)		土砂災害(100%)	土砂災害(76%)	
	全壊棟数		19棟	111棟	
	半壊棟数		56棟	603棟	
	焼失棟数		0棟	0棟	
人的被害	死者数が最大となる発災季節・時間		—	冬の早朝5時	
	上記ケースの死者の主な原因(割合)		土砂災害(100%)	土砂災害(75%)	
	上記ケースの死者数		1人	8人	
	上記ケースの負傷者数		2人	30人	
	上記ケースの重症者数		1人	4人	
	自力脱出困難者		0人	2人	
ライフライン施設被害	上水道(直後の断水人口)		121人	2,222人	
	下水道(直後の機能支障人口)		132人	169人	
	電力(1日後の停電軒数)		14軒	218軒	
	通信(直後の固定電話不通回線数)		0回線	1回線	
	ガス(直後の供給停止世帯数)		0世帯	0世帯	
交通施設被害	緊急輸送道路(被害箇所数)		0か所	0か所	
	道路(被害箇所数)		0か所	0か所	
	港湾(被害度がかなり高い岸壁数)		0岸壁	1岸壁	
生活支障	1日後の避難所生活者数		0.0万人	0.1万人	
	帰宅困難者数(平日の昼間)		211人	211人	
	1日後の食料需要		0.0万食	0.2万食	
	1日後の仮設トイレ需要		1基	7基	
その他施設等被害	震災廃棄物発生量		1万m ³	6万m ³	
	孤立集落(孤立世帯数)		259世帯	259世帯	
	重要施設(機能支障可能性がある施設数)	災害対策拠点		0	2
		避難拠点		0	5
		医療拠点		0	1
	ため池(危険度ランクA)	箇所数		0か所	0か所
影響人口			0人	0人	
経済被害	合計		3,300百万円	24,497百万円	
	直接被害		2,254百万円	22,505百万円	
	間接被害		1,054百万円	1,992百万円	

注) 冬の昼12時かつ風速15m/sの場合の被害量

想定項目	被害量	想定地震	防府沖海底断層	佐波川断層	大河内断層	日積断層
		地震規模	M7.6	M7.4	M6.8	M6.7
		地震タイプ	内陸(地殻内)	内陸(地殻内)	内陸(地殻内)	内陸(地殻内)
地震動	最大震度		5強	5弱	5弱	5強
	震度6弱のエリア面積率		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	震度5強のエリア面積率		67.2%	0.0%	0.0%	31.7%
	震度5弱のエリア面積率		32.8%	100.0%	92.3%	68.3%
土砂災害	危険度ランクAの箇所数	急傾斜地崩壊	0か所	0か所	0か所	0か所
		地すべり	2か所	0か所	0か所	1か所
		山腹崩壊	5か所	0か所	0か所	1か所
津波	津波高さ、到達時間、浸水深		—	—	—	—
建物被害	全壊の主な原因(割合)		土砂災害(100%)	土砂災害(100%)	土砂災害(100%)	土砂災害(100%)
	全壊棟数		18棟	1棟	1棟	17棟
	半壊棟数		53棟	2棟	2棟	42棟
	焼失棟数		0棟	0棟	0棟	0棟
人的被害	死者数が最大となる発災季節・時間		—	—	—	—
	上記ケースの死者の主な原因(割合)		土砂災害(100%)	土砂災害(100%)	土砂災害(100%)	土砂災害(100%)
	上記ケースの死者数		1人	1人	0人	1人
	上記ケースの負傷者数		2人	2人	1人	2人
	上記ケースの重症者数		1人	1人	0人	1人
ライフライン施設被害	自力脱出困難者		0人	0人	0人	0人
	上水道(直後の断水人口)		69人	0人	0人	16人
	下水道(直後の機能支障人口)		132人	82人	82人	117人
	電力(1日後の停電軒数)		14軒	14軒	14軒	14軒
	通信(直後の固定電話不通回線数)		0回線	0回線	0回線	0回線
	ガス(直後の供給停止世帯数)		0世帯	0世帯	0世帯	0世帯
交通施設被害	緊急輸送道路(被害箇所数)		0か所	0か所	0か所	0か所
	道路(被害箇所数)		0か所	0か所	0か所	0か所
	港湾(被害度がかかなり高い岸壁数)		0岸壁	0岸壁	0岸壁	0岸壁
生活支障	1日後の避難所生活者数		0.0万人	0.0万人	0.0万人	0.0万人
	帰宅困難者数(平日の昼間)		211人	211人	211人	211人
	1日後の食料需要		0.0万食	0.0万食	0.0万食	0.0万食
	1日後の仮設トイレ需要		0基	0基	0基	0基
その他施設等被害	震災廃棄物発生量		1万m ³	0万m ³	0万m ³	1万m ³
	孤立集落(孤立世帯数)		259世帯	0世帯	0世帯	0世帯
	重要施設(機能支障可能性がある施設数)	災害対策拠点	0	0	0	0
		避難拠点	0	0	0	0
		医療拠点	0	0	0	0
	ため池(危険度ランクA)	箇所数	0か所	0か所	0か所	0か所
影響人口		0人	0人	0人	0人	

注) 冬の昼12時かつ風速15m/sの場合の被害量

第2編 災害予防計画

第 1 章 防災思想の普及啓発

本編第 2 編第 1 章「防災思想の普及啓発」を準用する。

第 2 章 防災活動の促進

本編第 2 編第 2 章「防災活動の促進」を準用する。

第 3 章 防災訓練の実施

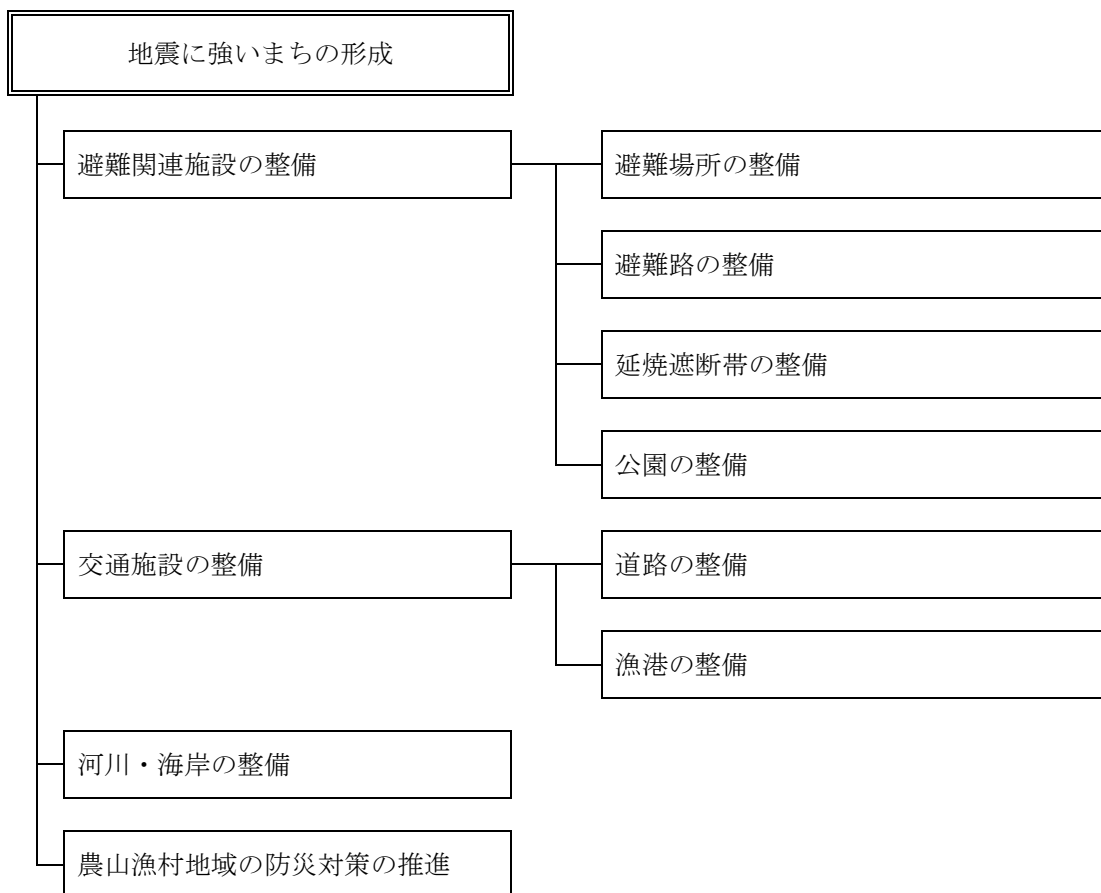
本編第 2 編第 3 章「防災訓練の実施」を準用する。

第4章 地震に強いまちの形成

基本的な考え方

町は、避難場所、避難路、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる道路、公園、河川、漁港など骨格的な基盤施設及び防災安全街区の整備、市街地開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、防災に配慮した土地利用への誘導等により、地震に強いまちの形成を図る。

また、農山漁村地域においても、避難場所、避難路、消防用施設等の整備を促進し、災害に強い安全な生活環境の確保を図る。



第1節 避難関連施設の整備

第1項 避難場所の整備

震災時に一次的に避難する場所として、広場、公園及び学校運動場等を避難場所として指定、確保する。その場合、避難距離が長くならないようできるだけ住民の身近な場所に確保する。

また、避難場所を確保するため、公共用地等の跡地、集落近郊の緑地、農地の利用について検討する。

第2項 避難路の整備

住民が安全に、短時間に避難できる避難路を指定する。指定に当たっては、避難路の安全を確保するため、震災時に障害物件の発生のおそれが少なく、幅員の確保できる道路を選定する。

また、その他安全な避難路を確保するための事項について、必要な対策を講じる。

第3項 延焼遮断帯の整備

災害の拡大を防止するため、道路、河川及び公園等を活用した延焼遮断帯の整備に努める。

第4項 公園の整備

公園は、地域住民のレクリエーション、スポーツ等の日常生活上重要な施設であると同時に、延焼防止あるいは避難場所として重要な役割を担っている。

このため、町は、公園の計画的な整備に努める。

また、防災機能を確保するため、一定規模以上の公園については、防災資機材等の備蓄等防災機能を備えた防災公園としての整備や、避難場所や避難路となる緑地の整備の実施を図る。

第2節 交通施設の整備

第1項 道路の整備

道路は、防災活動、緊急輸送等防災対策を進める上で極めて重要な役割を担っていることから、町は、幹線道路を中心に耐震性の確保や幅員の確保等整備を進めていくようにする。

また、落石等による道路災害の防除を図るため、道路側崖の強化対策を実施する。

第2項 漁港の整備

漁港は、緊急物資の輸送、被災者の搬送等の拠点としての利用等防災拠点として重要な役割を担うため、町は、耐震強化岸壁の整備及びその適切な維持管理などを進める。

第3節 河川・海岸の整備

河川・海岸の背後に形成された一般市街地への浸水被害を防止するため、護岸や堤防、排水機場等の適切な維持管理や、耐震性の確保を図るとともに、消防水利施設としての取水・貯留施設の整備、緊急時に活用できる護岸敷道路の整備など、防災上必要な施設整備に努める。

第4節 農山漁村地域の防災対策の推進

本町は、半島部、島しょ部ともに山地丘陵であり、急傾斜地も多く、地すべり地域、山地災害危険地区等危険地域が数多く存在しており、また、湾入等の理由から人家が密集するなど、震災時に交通が遮断される等危険度が高いといえる。

このため、災害に強いまちづくりを目指し、避難路、避難場所、防火水槽等の防災施設の整備や、地すべり防止対策等総合的に防災対策を推進する。

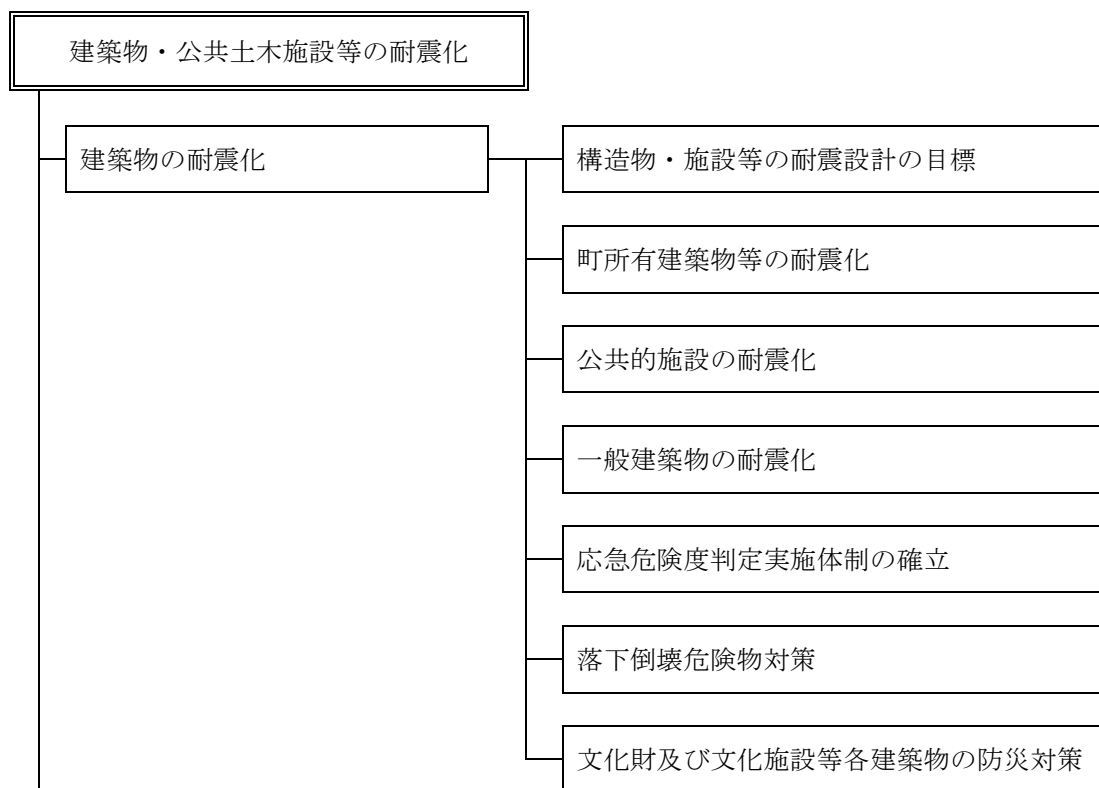
第5章 建築物・公共土木施設等の耐震化

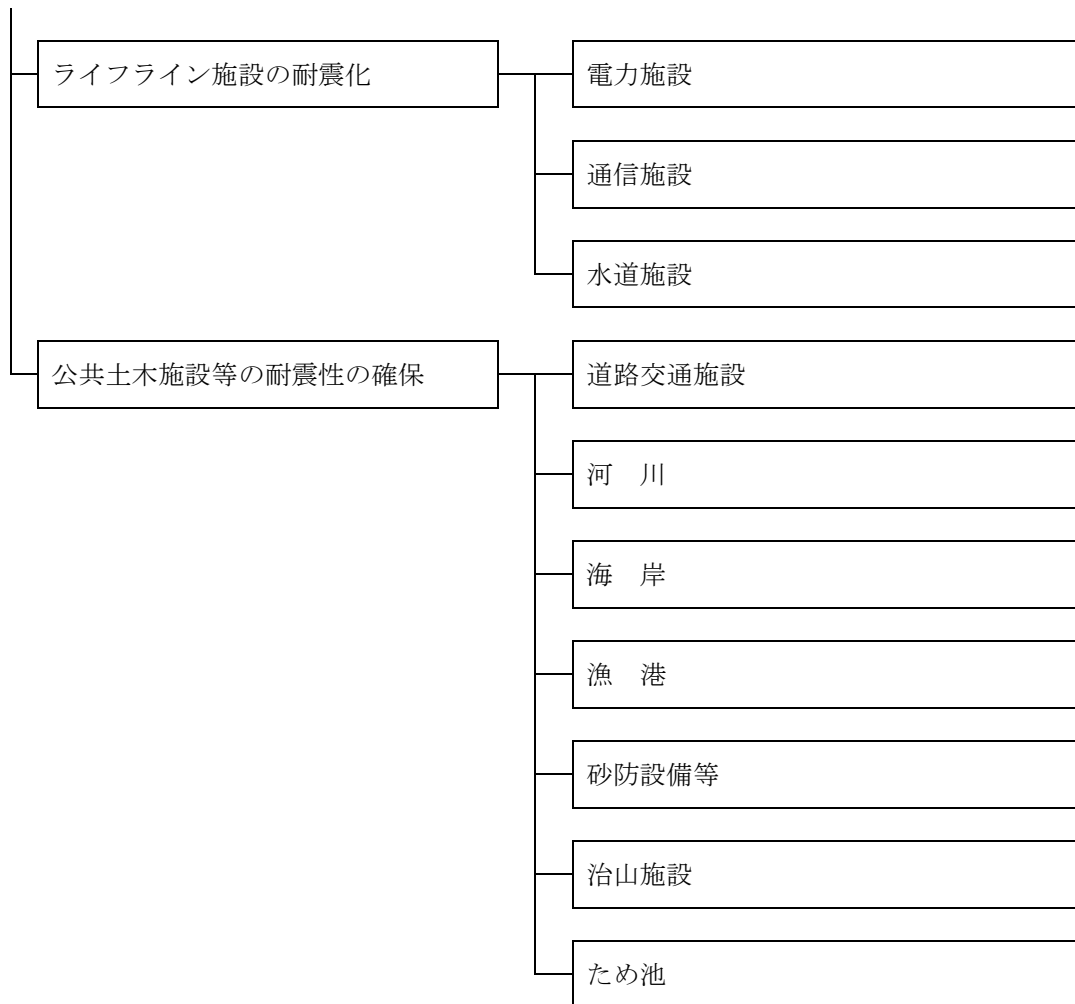
基本的な考え方

震災時における避難、救護その他応急対策活動の拠点となる建築物等防災上重要な公共建築物をはじめ、道路、漁港等の輸送施設、水道、電力、ガス、電話等のライフライン施設、河川及びその他の公共土木施設は、住民の日常生活及び社会経済活動においても重要な役割を果たす。したがって、これらの公共施設等について、事前の予防措置としての耐震化を進めることが重要であり、各施設ごとに耐震性の強化を図っていくようにする。

また、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」という。）に基づき、店舗や旅館等の不特定多数の者が利用する大規模建築物、老人ホーム等の避難の確保上特に配慮を要する者が主として利用する大規模建築物及び危険物の貯蔵等に供する大規模建築物をはじめ、多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、耐震診断・改修を行うよう指導する。

さらに、これ以外の一般建築物についても、耐震診断・改修に関する普及啓発に努める。





第1節 建築物の耐震化

第1項 構造物・施設等の耐震設計の目標

- 1 供用期間中に1～2度程度発生する確率を持つ一般的な地震動に際しては、機能に重大な支障が生じないようにする。
- 2 発生する確率は低いが、直下型地震や海溝型巨大地震による高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないようにする。
- 3 構造物・施設等のうち、次のものについては、重要度を考慮し、高レベルの地震動に際しても他の構造物、施設等に比べ耐震性能に余裕を持たせるようにする。
 - (1) 一旦被災した場合に生じる機能支障が、災害応急対策活動等にとって著しい妨げとなるおそれがあるもの
 - (2) 本町あるいは広域における経済活動等に対し著しい影響を及ぼすおそれがあるもの
 - (3) 多数の利用者等を収容する建築物等
- 4 構造物・施設等の耐震設計のほか、代替性の確保、多重化等により総合的にシステムの機能を確保する方策についても検討を進める。

第2項 町所有建築物等の耐震化

1 防災上重要な建築物の耐震化

震災時における活動の拠点となる施設を、重要度を考慮した上で、防災上重要な建築物として、建築基準法の目標に比べ耐震性能に余裕をもたせ、重点的に耐震性の確保を図る。

防災上重要な建築物とは、次のとおりである。

- (1) 災害対策本部組織が設置される施設（町役場庁舎、上関中学校等）
- (2) 医療救護活動施設（保健センター等）
- (3) 避難収容施設（学校、公民館等）
- (4) 社会福祉施設等（老人福祉施設等）
- (5) 不特定多数の者が利用する施設（学校、社会教育施設等）

2 耐震診断及び耐震補強工事の実施

防災上重要な建築物及びその他の町有建築物について、計画的な耐震診断を実施する。

また、耐震診断の結果に基づき、必要に応じ耐震補強工事を実施し、耐震性の向上を図る。

3 建築設備等の整備

ライフライン施設の不測の事態に備えて、震災後も継続してその機能が果たせるよう建築設備等（貯水槽、非常用電源等）の整備に努める。

第3項 公共的施設の耐震化

町は、防災上重要な建築物及びその他の町有建築物について、計画的に耐震診断を実施し、県の耐震化対策に準じて、町所有建築物等の耐震性の確保について町耐震改修促進計画を作成するなどの対策を講じる。

第4項 公共的施設の耐震化

町は、公共的施設の管理者に対して、耐震性の確保について指導する。

第5項 一般建築物の耐震化

既存建築物（住宅を含む。）のうち、昭和56年の建築基準法改正以前の旧基準により建築された建築物については、耐震性が十分でないと推測される。

また、不特定多数が利用するもの、公共性が高いもの、避難施設として利用するものは、より確実な耐震性が求められる。

このため、町は、県の耐震改修促進計画に基づき、住民に対して、耐震診断・改修に関する普及啓発、相談窓口の開設、耐震診断講習会の開催等を実施するなどして、既存建築物の耐震化の促進を図る。

第6項 応急危険度判定実施体制の確立

町は、被災した建築物が引き続き安全に居住できるかどうか、また、余震等による二次災害に対して安全であるかどうかの判定を行う地震被災建築物応急危険度判定制度及び被災宅地危険度判定制度の実施体制の確立に努める。

また、地震被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定に関する普及啓発、地震被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成及び登録について、県、他の市町及び建築士会等関係機関との連携体制の整備等に努める。

第7項 落下倒壊危険物対策

町は、地震の発生による構築物等の落下、倒壊等の危険を防止するため、施設等の設置者及び所有者に対し、下記構築物等の点検、補修、補強等を行うよう指導する。

物件名	対策実施者	措置等
道路標識、交通信号機等	管理者	施設の点検を行い、速やかに改善し、危険の防止を図る。
電柱・街路灯	管理者	設置状態の点検を行い、倒壊等の防止を図る。
バス停上屋等	設置者 管理者	新設については、安全性を厳密に審査する。既存のものは、各施設管理者による点検、補強等を進める。
看板、広告等	設置者 管理者	許可及び許可の更新に際し、安全管理の実施を許可条件とする。許可の更新時期に至っていないものについては、関係者の協力を求めるなどして安全性の向上を図る。

ブロック塀	所有者	既存のブロック塀の危険度を点検し、危険なものについては、改良等を行う。新設するものについては、安全なブロック塀を設置する。
ガラス窓等	所有者 管理者	破損、落下により通行人に危害を及ぼさないよう補強する。
自動販売機	所有者 管理者	転倒により道路の通行及び安全上支障のないよう措置する。
樹木、煙突	所有者	転倒等のおそれのあるもの、不要なものは除去に努める。

第8項 文化財及び文化施設等各建築物の防災対策

町は、町内に所在する文化財及びそれらを収容する管理施設の耐震性について、調査及び補強を促進する。また、孤立の危険性が高い地域にある施設については、建築物の耐震化とともに、防災施設の充実、食料・物資の貯蓄等総合的な防災対策に努める。

なお、町内に所在する文化財については、資料編資料12-1「国・県・町指定文化財一覧表」を参照のこと。

第2節 ライフライン施設の耐震化

電気、電話及び水道等のライフライン施設が被災した場合、住民の生活に与える影響は極めて大きいことから、町は、県及び関係機関と密接な連携を図り、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備等を推進する等これらの施設の被害を最小限にとどめるための方策を講じる。

第1項 電力施設

中国電力(株)は、変電設備については、地域で予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づいて、設計を行う。

また、送電設備、配電設備の架空電線路については、氷雪、風圧及び不平均張力によって設計する。

さらに、電力設備の広範囲、長時間にわたる停電を避けることを基本にして、配電線のループ化、開閉器の遠方制御化により、信頼性の向上と復旧の迅速化を図る。

第2項 通信施設

西日本電信電話株式会社及び株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社及びソフトバンク株式会社は、システムとしての信頼性向上を目指し、設備自体の強化として、建物、鉄塔の耐震補強、機器の耐震補強及びケーブルのとう道への収容、通信ケーブルの地中化を推進するとともに、冗長化による信頼性向上として、市外交換機の分散、市外伝送路（長距離伝送路）の多ルート化、及びループ化、通信衛星の利用拡大、市内中継線のループ化を推進する。

第3項 水道施設

本町には、統合簡易水道（上関、室津）と簡易水道（祝島、八島）がそれぞれ2か所整備されており、普及率は100%近くに達しているが、災害時の被害を最小限とするため、水道施設の耐震化に努めるとともに、水源の多系統化、配水池容量の増強や水運用ラインの強化、事業者間相互の連絡管整備等のバックアップ機能の強化を図る。

第3節 公共土木施設等の耐震性の確保

第1項 道路交通施設

道路等交通施設は、社会経済活動、住民の日常生活及び地震発生時の応急対策活動に重要な役割を果たすことから、各施設等の耐震設計やネットワークの充実などにより、耐震性の確保に努める。

1 生活周辺道路の整備

災害発生時に、救急車両の通行を妨げることのないよう、生活周辺道路の整備・拡幅に努める。

2 落石等通行危険箇所対策

管理道路の落石、堤防斜面等通行危険箇所について、総点検を実施し、その結果に基づいて、堤防斜面防護施設工事等予防工事を実施し、危険箇所の解消を図る。

3 橋梁の整備

橋梁の耐震点検を行い、その結果に基づいて、補強工事を実施し、耐震強化を図る。

第2項 河川

堤防、水門及び排水機場等河川関連施設の耐震点検を行い、その結果に基づいて、必要な改良工事を行う。

さらに、河川情報の一元管理と伝達の円滑化を図り、被災流域における水害による二次災害を防止するための情報システムの整備を図る。

第3項 海岸

人家等が集中しているゼロメートル地帯において、海岸保全施設の耐震点検を行い、その結果に基づいて補強工事を実施し、耐震強化を図る。

第4項 漁港

災害時に被災者の避難及び応急対策に必要な要員、物資等の迅速かつ確実な輸送を確保するため、漁港施設の耐震診断を行い、耐震強化岸壁の整備等に努める。

第5項 砂防設備等

砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設は、平常時においても定期的に点検を行い、施設の機能の維持を図る。

また、必要に応じて、擁壁の設置等急傾斜地崩壊防止工事を施工し、地震による崖崩れを未然に防止するよう努める。

第6項 治山施設

山腹崩壊地及び山腹崩壊危険地に対しては、土留工等の基礎工を施工し、山腹斜面の早期緑化を図り、山腹崩壊による被害を未然に防止する。

荒廃溪流等に対しては治山ダム工等を施工し、土石流及び溪床、溪岸の荒廃を防止し、溪流の安定及び山脚の固定を図り、流出土砂による被害を未然に防止する。

また、既設工作物に対しては、点検を行い適切な施設の維持管理に努める。

第7項 ため池

農業用ため池のうち、老朽化の甚しいもの及び耐震構造に不安があるものについては、現地調査を実施するなどして、施設の危険度を判定し、堤体の補強、漏水防止、余水吐及び取水施設等の改善を行うとともに、適切な維持管理に努める。

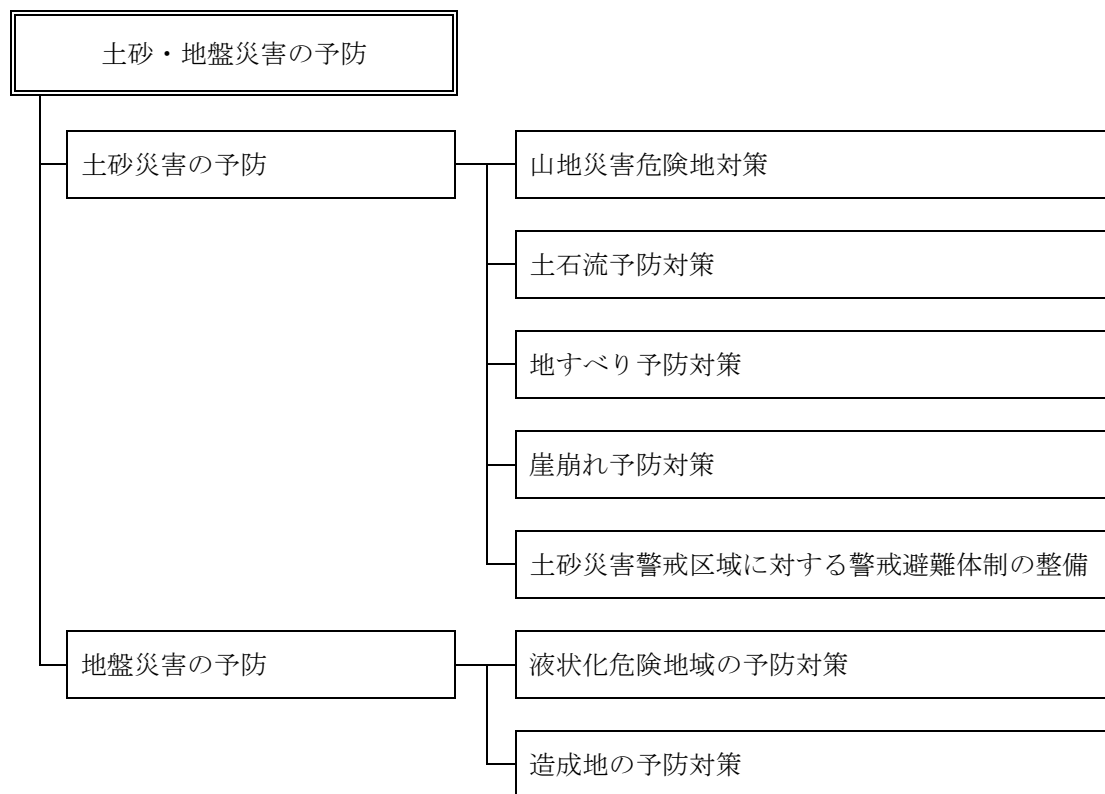
第6章 土砂・地盤災害の予防

基本的な考え方

地震による山腹崩壊、土石流、地すべり、崖崩れ等の山地災害を未然に予防又は軽減するためには、土地の地形・地質を十分に把握し、土砂災害に対する予防的な対策工事等を計画的に実施していく必要がある。

また、液状化等地盤災害は、地域特性が極めて顕著な現象であることから、対策の実施に際しては地域の特性を十分に調査検討し、その結果を反映したきめ細かなものとする必要がある。

このため、次の対策を推進し、土砂・地盤災害の予防に努める。



第1節 土砂災害の予防

第1項 山地災害危険地対策

1 山地災害危険地区の調査

町は、山腹崩壊、土石流及び地すべり等による災害が発生するおそれがある地区を調査し、その実態を把握する。

2 治山事業の実施等

町は、山地災害危険地区調査等に基づく山地災害危険地区及び人家・公共施設等に近接する山地について、現況を十分把握するとともに、適宜関係機関と調整を図り、治山事業の実施、危険地の周知等の措置を講じる。

第2項 土石流予防対策

1 砂防指定地の指定

町は、土砂等の生産、流送若しくは堆積により、溪流、河川若しくはその流域に著しい被害を及ぼす区域について、砂防指定地の指定を推進する。

2 土石流対策

砂防指定地内における土地の掘削、立竹木の伐採等治水上砂防に有害な行為を制限するとともに、荒廃溪流における砂防えん堤・溪流保全工等の砂防設備の整備を推進するよう、県に働きかける。

第3項 地すべり予防対策

1 地すべり防止区域の指定

地すべりしている地域及びその隣接地域のうち地すべりの発生を助長する地域で、公共の利害に密接に関連するものについて、地すべり防止区域の指定を推進する。

2 地すべり防止対策

地すべり防止区域内では、切土・盛土等の行為を制限するとともに、危険度の高い所から地すべり防止工事を推進するよう、県へ働きかける。

第4項 崖崩れ予防対策

1 急傾斜地崩壊危険区域の指定

崩壊のおそれのある急傾斜地及びその隣接地域のうち急傾斜地の崩壊を助長する区域で、相当数の居住者に危害が生じる区域について、急傾斜地崩壊危険区域の指定を推進する。

2 崖崩れ防止対策

急傾斜地崩壊危険区域では、急傾斜地の崩壊を助長するような行為を制限し、擁壁等の急傾斜地

崩壊防止施設の整備を促進する。

第5項 土砂災害警戒区域に対する警戒避難体制の整備

土砂災害警戒区域付近の住民に対して、異常な状況の早期発見に留意するよう啓発するとともに、警戒区域・避難場所・避難路等土砂災害に関する情報の整備並びに提供に努める。

第2節 地盤災害の予防

第1項 液状化危険地域の予防対策

沖積層の堆積している地域では、その地質と地下水の条件により地盤の液状化現象が発生し、建築物や地下埋設物等に対して被害をもたらす可能性がある。

町は、施設の設置に当たっては、地盤改良により液状化の発生を防止する対策や、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を実施するほか、大規模開発に当たっても十分な連絡・調整を図るよう努める。

また、個人住宅等の小規模建築物についても、液状化対策に有効な基礎構造等についてマニュアル等による普及を検討していくようにする。

第2項 造成地の予防対策

町は、造成地に発生する災害の防止について、宅地造成開発許可及び建築確認等の審査並びに当該工事の施工に対する指導、監督を通じて行う。

また、造成後は巡視等により違法開発行為の取締り、梅雨期や台風期前の巡視強化及び注意の呼びかけを行うなどして、災害の防除に努める。

災害防止に関する指導基準は、次のとおりである。

1 災害危険度の高い区域

地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害特別警戒区域の各区域内の土地については、開発許可制度の適切な運用等により、住宅の新規立地の抑制や、既存住宅の地区外への移転・誘導等を図る。

2 人工崖面の安全措置

宅地造成により生じる人工崖面は、その高さ、勾配及び土質に応じ、擁壁の設置等の安全措置を講ずる。

3 軟弱地盤の改良

宅地造成をしようとする土地の地盤が軟弱である場合は、地盤改良を行う。

第7章 災害情報の収集・連絡体制の整備

本編第2編第5章「災害情報の収集・連絡体制の整備」を準用する。

第8章 災害応急体制の整備

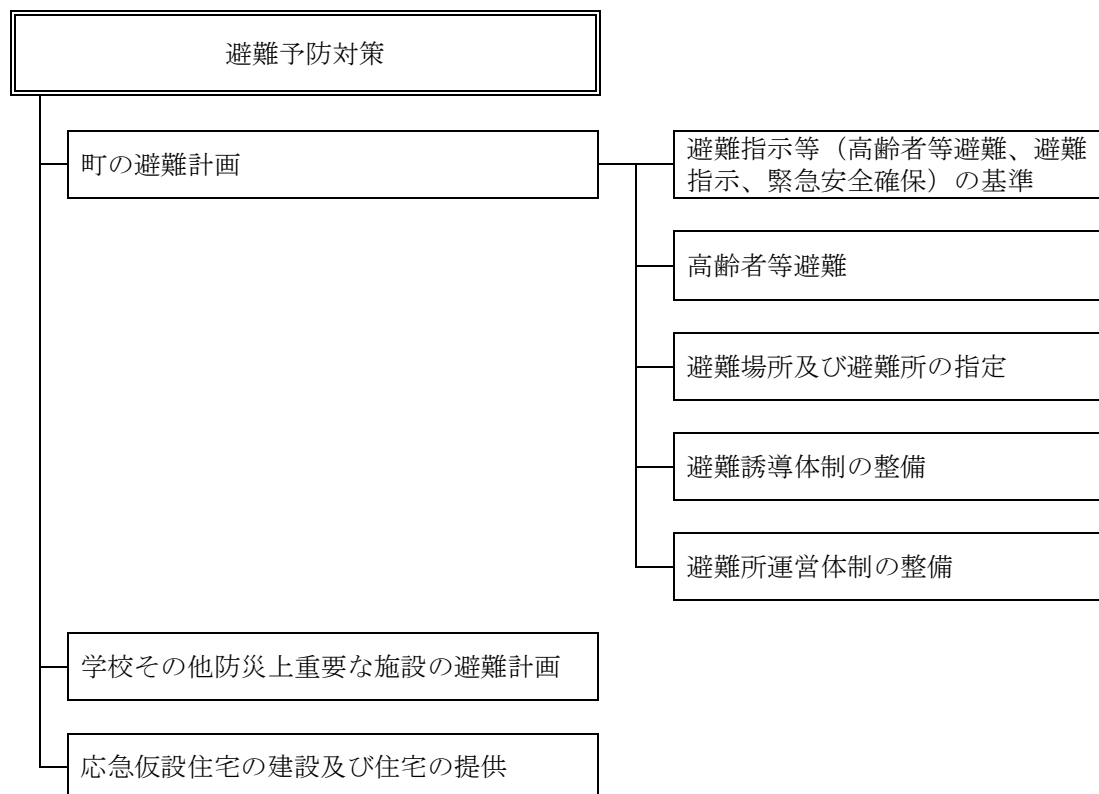
本編第2編第6章「災害応急体制の整備」を準用する。

本編第2編第6章「災害応急体制の整備」を準用する。

第9章 避難予防対策

基本的な考え方

震災時において、住民の生命、身体の安全、保護を図るためには的確な避難行動が不可欠であるため、町は、避難誘導、避難場所等について計画を策定し、避難体制の整備に努める。



第1節 町の避難計画

町は、次の事項に留意して避難計画を作成する。計画策定に当たっては、要配慮者に配慮した計画となるよう努めるとともに、公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等を考慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、避難路と併せて住民への周知徹底を図るとともに、離島やあらかじめ孤立が想定される地域に関しては、集団避難施設等を事前に検討しておくようにする。

また、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞りこむとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

第1項 避難の指示等

1 避難指示等の基準

- (1) 震災による大規模な火災、家屋の倒壊、地すべり、有毒ガス等の二次災害等の発生又はそのおそれのあるとき。
- (2) 気象庁から津波警報、津波警報又は津波注意報が発表され、避難を要すると判断されるとき。
- (3) 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりと揺れを感じた時で、避難を要すると判断されるとき。

2 避難指示等の発令に関する事項

避難指示等の発令に当たって、混乱を招かないよう、必要な事項をあらかじめ定める。

- (1) 避難指示等の発令者
- (2) 指示等の理由（避難を要する理由）
- (3) 対象地域の範囲
- (4) 避難の時期、誘導者
- (5) 避難場所、避難経路
- (6) 携帯品の制限等
- (7) その他災害の状況により必要となる事項

3 避難指示等の伝達手段

避難指示等を発令した場合の伝達手段等についてあらかじめ定めておくようにする。

地域住民に周知徹底するため、伝達に当たっては、町による対応だけでなく、警察、自衛隊、海上保安部、放送局等の協力による伝達体制を整備しておく。

また、夜間に避難指示等を発令した場合の伝達手段や聴覚障害者等の要配慮者への伝達体制についてもあらかじめ定めておくようにする。

- (1) 信号による伝達
サイレン等の利用
- (2) 無線、電話、メール及び放送等による伝達
町防災行政無線、電話、FAX、メール、有線放送等、テレビ、ラジオ（協力依頼体制の確立も含む。）
- (3) 広報車、伝達員による直接伝達
震災時における通信途絶を想定し、消防団、自主防災組織の活用や地区ごとの連絡責任者を定めておくなど伝達員による伝達体制を整備しておく。

4 高齢者等避難

災害のおそれがある場合に、町長が、避難行動要支援者をはじめとする避難に時間を要する高齢

者等の要配慮者が安全に避難できるタイミング等の早めの避難を促すため、高齢者等避難を伝える必要がある。

このため、洪水・土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や伝達方法を明確にした高齢者等避難に関するマニュアルを作成することが重要であり、避難指示を含め、高齢者等避難の判断基準を策定する。

第 2 項 避難場所及び避難所の指定

本編第 2 編第 7 章第 1 節第 2 項「避難場所及び避難所の指定」を準用する。

第 3 項 避難誘導體制の整備

本編第 2 編第 7 章第 1 節第 3 項「避難誘導體制の整備」を準用する。

第 4 項 避難所運営体制の整備

本編第 2 編第 7 章第 1 節第 4 項「避難所運営体制の整備」を準用する。

第 2 節 学校その他防災上重要な施設の避難計画

本編第 2 編第 7 章第 2 節「学校その他防災上重要な施設の避難計画」を準用する。

第 3 節 応急仮設住宅の建設及び住宅の提供

本編第 2 編第 7 章第 3 節「応急仮設住宅の建設及び住宅の提供」を準用する。

第10章 救助・救急、医療活動

本編第2編第8章「救助・救急、医療活動」を準用する。

第11章 要配慮者対策

本編第2編第9章「要配慮者対策」を準用する。

第12章 緊急輸送活動

本編第2編第10章「緊急輸送活動」を準用する。

第13章 災害救助物資の確保、災害対策基金計画

本編第2編第11章「災害救助物資の確保、災害対策基金計画」を準用する。

第14章 ボランティア活動の環境整備

本編第2編第12章「ボランティア活動の環境整備」を準用する。

第15章 施設・設備等の応急復旧体制

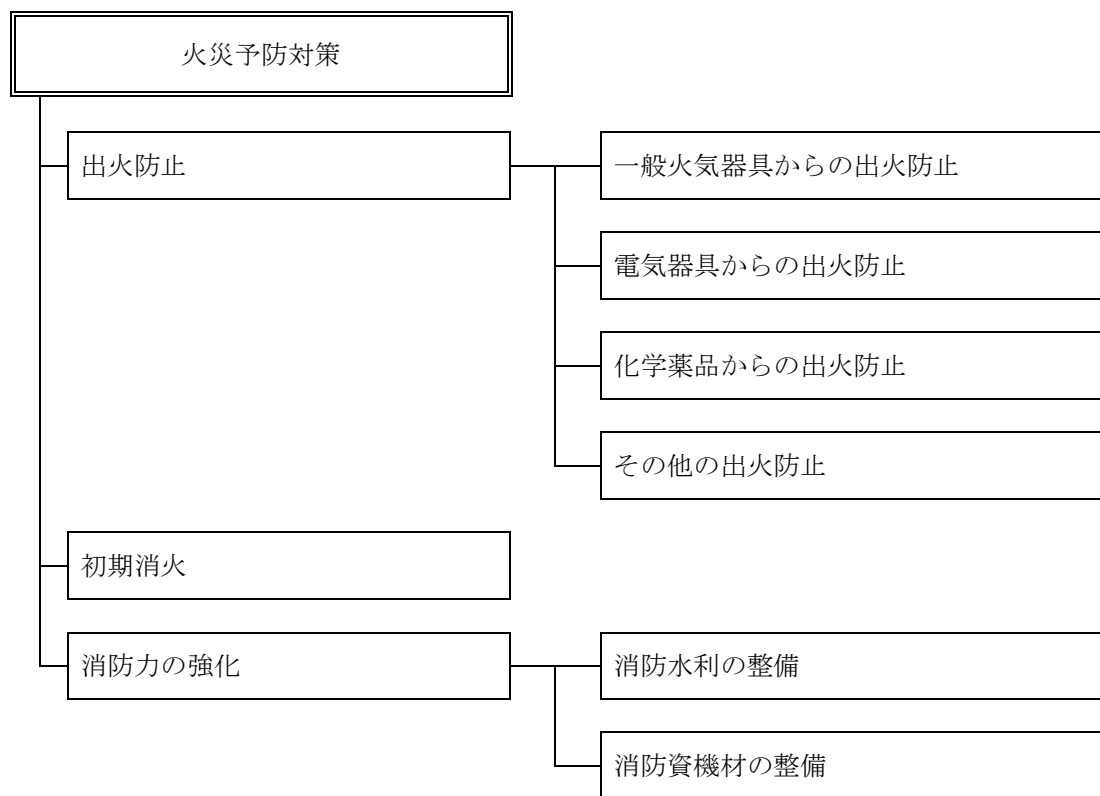
本編第2編第13章「施設・設備等の応急復旧体制」を準用する。

第16章 火災予防対策

基本的な考え方

大規模地震は、同時多発の火災が発生し、甚大な被害を及ぼすことから、町は、平常時における出火防止を基本とした予防対策を推進する。

なお、本章に記述のない事項については、本編第2編第14章「火災予防対策」を準用する。



第1節 出火防止

近年の地震においては、地震から数時間を経過しての電気器具による出火という、過去の地震による出火と異なった形態を示す火災が起きている。機器の進歩、ライフスタイルの変化、安全対策の充実により出火原因や火災の形態に変化が現れており、出火防止についても新たな対策が必要となっている。

第1項 一般火気器具からの出火防止

近年、地震時におけるガスコンロや石油ストーブ等の一般火気器具からの出火の割合は減少しているが、地震の発生直後に同時多発し消火が困難である。特に、ガスや油類は、他の発火源における出

火においても着火物となる可能性が高いことから一般火気器具からの出火防止対策が重要である。

町は、地震が発生した場合には火を消すこと、火気器具周辺に可燃物を置かないこと、落下物に配慮した場所に火気器具を設置すること等の防災教育を積極的に推進する。

また、過熱防止機構の付いたガス器具、耐震自動消火装置付き石油ストーブ、耐震自動ガス遮断装置等の普及促進を図る。

第2項 電気器具からの出火防止

近年の地震における出火原因として、電気関係の割合が増えていたが、阪神・淡路大震災では、「電気による発熱体」が発火源の最多となり（「不明」を除く。）、この傾向が顕著となっている。

また、停電後の通電により地震から数時間を経過して出火するという新たな形態の火災が起きており、電気器具からの出火防止対策を講じていく必要がある。

町は、電気ストーブ及び電気コンロについて、一般火気器具の出火防止同様、器具周辺に可燃物を置かないこと、落下物に配慮した場所に器具を設置すること等の防災教育を積極的に推進する。特に、電気ストーブでは、落下物によりスイッチが入ったと考えられる事例、落下物や周辺の散乱物等により転倒状態であっても耐震装置が働かなかったと考えられる事例及び観賞魚用ヒーターが空気中に露出し、過熱状態であってもサーモスタットが機能しなかった考えられる事例等従前の予想を超える事象が発生したことに留意し、地震が発生した場合には、使用中の電気器具のスイッチを切り、電熱器具などの電源プラグを抜くとともに、避難時にはブレーカーを切ることを住民に啓発することや感震ブレーカー等の普及促進を図る。

第3項 化学薬品からの出火防止

学校、研究機関、工場等で使用される化学薬品は、容器の損壊、混合・混触等により、自然発火するおそれがある。

このため、町は、適正な保管、容器や棚の転倒防止措置についての徹底を図る。

第4項 その他の出火防止

危険物施設については、出火した場合には付近に与える影響が極めて大きいことから、町は、危険物施設の耐震性の確保等一層の安全管理の徹底を図る。

第2節 初期消火

大規模地震が発生した場合には、同時多発の火災が発生し、消防機関のみによる消火活動が困難になる可能性が高い。

このため、町は、消防機関だけでなく住民、自主防災組織等地域が一体となった消火活動のできる体制を確立するよう努める。

また、震災時の大規模火災を防ぐには、発災直後における初期消火が最も有効な対策であるため、震災による火災発生時の初期消火に係る知識、技術を習得させるなど、自主防災組織の育成強化を図るとともに、事業所の自衛消防隊の育成を推進する。

なお、初期消火には消火器が有効であることから、消火器を有効活用できるよう住民、自主防災組織等への指導を行う。

第3節 消防力の強化

町及び消防本部は、大規模地震の発生に対応できるよう消防力を強化するため、計画的に消防資機材等の整備充実を図る。

第1項 消防水利の整備

震災時は、断水等により消火栓が使用できず、消火活動に重大な支障をきたすおそれがあることから、耐震性を有する防火水槽の整備、河川水、海水、農業用水等を活用した自然水利の開発、水泳プール、ため池等を指定消防水利とするなど、消防水利の確保を一層推進する。

第2項 消防資機材の整備

1 消防本部

通常火災に対応する資機材は整備してきているが、今後、地震火災に有効な消防ポンプ自動車、化学消防車、はしご付ポンプ車、小型動力ポンプ付水槽車、電源車等の整備を検討する。

2 消防団

火災初期における機動的な活動に有効な従来の消防ポンプ車の整備に加え、小型動力ポンプ及び小型動力ポンプ付積載車の整備を検討する。

3 自主防災組織

初期消火に必要な可搬式小型動力ポンプ、消火器の整備を検討する。

第17章 津波災害予防対策

基本的な考え方

1 本町は、山口県の南東部に位置し、半島部と島しょ部から成り、総延長88.9kmの長い海岸線を有していることから、津波が発生すれば、その影響を受けやすい地理的環境にある。

このため、海辺で暮らす人はもちろんのこと、旅行や海水浴などで海岸沿いに出かける際にも、津波災害の特徴を理解し、的確な避難行動のとり方を身につけておくことが必要不可欠である。

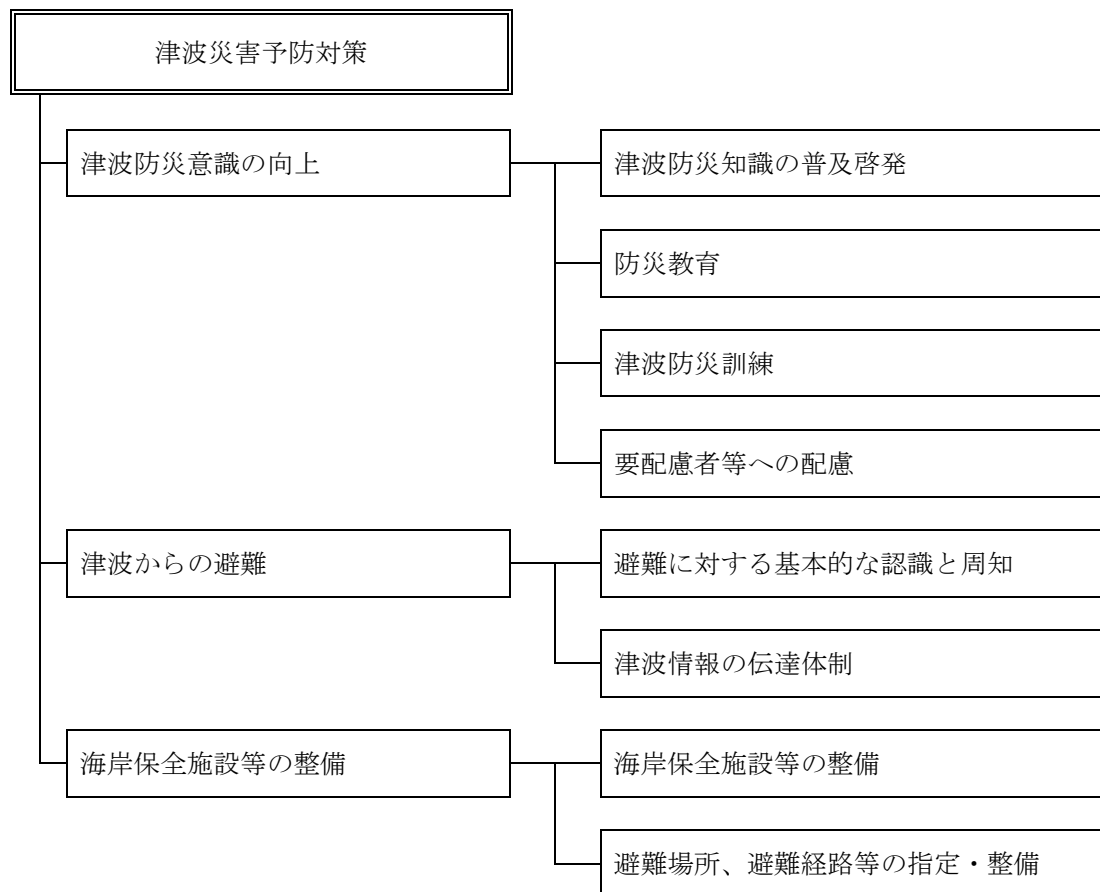
2 津波災害対策の検討に当たっては、以下の2つのレベルの津波を想定することを基本とする。

(1) 最大クラスの津波に比べ発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

〔対策〕 海岸堤防、河川堤防などの海岸保全施設の整備による人命、資産の保護

(2) 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波

〔対策〕 住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸としたハード・ソフト両面による総合的な津波対策



第1節 津波防災意識の向上

津波による人的被害を軽減するためには、防災関係機関による防災対策の推進と同時に、住民一人ひとりが自らの命は自分で守るという心構えをもち、発災時における冷静な行動のとり方を身につけることが最も重要であり、そのような風土・文化を醸成する必要がある。

このため、町は、県及び防災関係機関と連携の下、防災週間、津波防災の日及び防災関連行事等を通じ、住民に対し、津波に関する防災知識の普及啓発を推進するとともに、防災教育の推進に努め、住民の防災意識の向上を図る。

また、発災時に円滑かつ的確な行動が行えるよう、自主防災組織等と連携して実践的な防災訓練を実施する。

第1項 津波防災知識の普及啓発

津波による人的被害軽減を図るためには、住民一人ひとりの自主的な避難行動が基本となることを踏まえ、町は、津波警報等や避難指示の意味と内容の説明などの啓発活動を行うとともに、防災に関する情報を分かりやすく発信する。

また、次に挙げるような避難行動に関する知識、津波の特性やメカニズムなどに関する情報、津波の想定・予測の不確実性について周知を図るとともに、家庭での予防・安全対策等の普及啓発に努める。

1 避難行動に関する知識

- (1) 強い揺れを感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難する。避難に当たっては、徒歩によることを原則とし、自ら率先して避難行動をとることが他の地域住民の避難を促すこととなる。

船舶については、時間的余裕がある場合には、港外（水深の深い広い海域）に待避する。

- (2) 地震による揺れを感じられない場合でも、大津波警報・津波警報を見聞きしたら速やかに避難する。標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波注意報でも避難する必要がある。海水浴等により海辺にいる人は、津波注意報でも避難する必要がある。

2 津波の特性に関する情報

津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもある。第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性や、場合によっては数時間から1日以上にわたり、津波が継続する可能性があることや、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性があることから、警報等解除までは沿岸部に近づかないようにする。

3 津波の想定・予測の不確実性

地震・津波は自然現象であり想定を超える可能性がある。特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があり、浸水想定区域外でも浸水する可能性があるため、避難場所の孤立や避難場所自体の被災もあり得る。

4 家庭での予防・安全対策

家族等の安否確認のために津波の危険性がある地域へ戻ったり、その場に留まったりすることのないよう、家族等の安否確認の方法や、津波から避難した際の集合場所等について各家庭であらかじめ話し、決めておく必要がある。

第2項 防災教育

町は、県、防災関係機関、教育機関及び民間団体等と密接な連携を図り、津波や防災についての基本的な事項を理解し、主体的な避難行動を取る姿勢を醸成する防災教育を実施する。

- 1 学校における防災教育のための指導時間の確保をはじめ、津波に関する資料等の配付、有識者による研修や講演会、実地研修の開催など、津波に関する防災教育の実施を図る。
- 2 住んでいる地域の特徴や過去の津波の教訓等について継続的な防災教育に努める。
- 3 公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な関わりの中で、津波防災に関する教育の普及推進を図る。
- 4 津波浸水想定を踏まえた避難場所、避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い、周知を図る。
- 5 津波警報等の種類、標識（鐘音、サイレン）等について、住民に周知徹底を図る。

第3項 津波防災訓練

町は、津波災害を想定した訓練の実施に当たって、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく津波防災訓練を行うよう指導し、住民の津波発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。その場合、津波到達時間を踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努める。

また、防災週間等を通じ、住民及び事業所等と一体となり、積極的かつ継続的に実践的地域訓練を実施し、防災活動力の向上や住民の適切な避難活動の習熟等に努める。

第4項 要配慮者等への配慮

町は、防災知識の普及や防災訓練の実施に当たっては、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等多様な主体の視点に十分配慮するよう努める。

第2節 津波からの避難

町は、津波からの迅速かつ的確な避難のため、地域の特性等を踏まえつつ、津波警報等の内容に応じた避難指示の具体的な発令基準をあらかじめ定めるとともに、県をはじめ防災関係機関等の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J－ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、SNSやホームページ等を用いた情報伝達手段の多重化、多様化を図る。

第1項 避難に対する基本的な認識と周知

津波災害は、波源域の場所や地形の条件等によって、発生する津波高、範囲等に大きな相違が生じるなど地域差の大きな災害であるとともに、自然現象であることから、大きな不確定要素を伴う。

このため、町は、一定の限界があることに留意した上で、津波に関する想定を行う。

1 避難方法

津波発生時には、家屋の倒壊、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、避難に当たっては徒歩を原則とする。

歩行困難者が避難する場合や想定される津波に対して徒歩で避難が可能な距離に適切な避難場所がない場合のように、自動車避難を検討せざるを得ない場合においては、自動車による避難には限界があることを踏まえるとともに、各地域で合意形成を図った上で、避難方法の検討をする。

2 津波ハザードマップの作成・周知

県の津波浸水予測図などを活用し、地震防災対策特別措置法第14条第2項に基づく津波ハザードマップの作成に努めるとともに、住民等への周知を図る。

なお、津波ハザードマップが住民等の避難に有効に活用されるよう、その内容を十分に検討し、地域の防災教育や津波避難訓練に活用するなど効果的な周知に努める。

3 津波避難体制の確立

津波が発生した場合に住民等が迅速かつ的確に行動することができるよう、避難対象地域、避難場所及び避難施設、避難路、津波情報の収集・伝達方法、避難指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等、地域の実情を考慮した具体的かつ実践的な津波避難計画を作成するとともに、津波避難訓練等を通して、より実践的な計画にするよう見直しを進める。

(1) 避難指示

町は、避難指示の発令基準や手順、伝達方法等を定め、津波警報等が発表された際に、直ちに避難指示ができる組織体制の整備を図る。

(2) 住民等の避難誘導體制

ア 津波発生時には、徒歩による避難を原則としつつ、各地域の実情や要配慮者の存在等を踏まえ、自動車での安全かつ確実な避難方法を検討する。

イ 避難する住民の安全確保はもちろんのこと、消防職団員、警察官、町職員等防災対応や避難誘導に当たる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定める。避難誘導に当たる者は、この行動ルールに従い、安全が確保されることを前提として、避難誘導する。

ウ 避難場所の位置がわかるような案内・誘導板や標高（海拔）がわかる海拔表示板の整備に努めるとともに、避難場所の周知を図る。

エ 多数の人出が予想される漁港、船だまり、海水浴場、釣り場、海辺の観光地、養殖場、沿岸部の工事地区等については、沿岸部の施設の管理者（漁業協同組合、海水浴場の管理者等）、事業者（工事施工者等）及び自主防災組織等と連携して、これらの者の協力体制を確保するように努めるとともに、地震発生直後に津波発生の危険性が高い場合においては、日頃から過去の事例等により啓発活動を行うよう努める。

4 要配慮者及び外来者の避難

(1) 津波による被害のおそれのある地域の要配慮者施設等の管理者は、入所者の避難に相当の要員と時間を要することを考慮して、津波に対する安全な場所の確保、避難への近隣住民の協力をあらかじめ得ておくなど、万全を期すものとする。

(2) 町は、要配慮者施設等の避難対策について支援するとともに、在宅の要配慮者の避難対策についても、近隣住民、自主防災組織等の協力が得られるよう体制の整備に努める。

また、観光地や海水浴場等外来者の多い場所では、ハザードマップの掲示、避難場所・避難路の誘導表示・海拔表示板などにより、周知を図る。

第2項 津波情報の伝達体制

1 伝達系統の確認

町は、津波警報等及び避難指示の伝達について、関係機関は、漏れのないよう系統、伝達先を再確認しておくようにする。

2 地域住民等への情報伝達体制の確立

住民等には迅速に避難行動をとってもらう必要があることから、町は、あらゆる広報伝達媒体（有線・無線電話、同報無線、広報車、サイレン等）や組織等を活用し、住民等への津波警報等及び避難指示の迅速かつ的確な伝達に努めるとともに、避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等について検討する。

3 同報無線の整備活用

地域住民等に対する情報伝達や避難指示を迅速かつ確実に実施するため、町は、同報無線の整備

拡充、更新に努める。

また、停電の影響やバッテリー切れ等のためその機能が失われないよう、非常用電源の確保、耐震性の向上や津波の影響を受けない場所への移設などを検討する。

4 多様な伝達手段の確保

町は、J-A L E R Tの受信機と防災行政無線の自動起動機の運用や、エリアメールや緊急速報メール、衛星携帯電話やSNSやホームページ、スマートフォンなどのあらゆる情報手段の活用を検討する。

5 海岸線等への情報伝達

町は、海岸線付近の観光地、海水浴場等に対する迅速かつ効果的な情報伝達体制の整備を図るとともに、観光客等へ情報伝達できる体制の確立に努める。

6 漁港、船舶等への情報伝達

町は、漁港管理者、漁業協同組合等と相互協調の下、迅速な情報伝達体制の確立に努める。

第3節 海岸保全施設等の整備

第1項 海岸保全施設等の整備

1 海岸保全施設の整備に係る基本的な考え方

護岸や堤防など海岸保全施設の高さ・構造等の設定は、想定される津波のうち、発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波の推計結果等を踏まえ決定する。

また、施設整備については、常時から巡視、点検を行った上で、過去の被災状況や背後の土地利用等を勘案し、緊急度の高い箇所から進める。

なお、津波発生時の陸閘の閉鎖等に備え、施設については、あらかじめ点検するとともに、体制の整備に努める。

2 津波防災対策を策定するに当たって必要となる検討事項

(1) 性能水準

町は、海岸保全施設の整備に当たって必要となる耐震性、液状化対策等の性能水準を検討する。

(2) 電動化・自動化等

町は、水門、陸閘等の閉鎖について、津波発生時における作業員の安全確保の観点から、電動化や自動化等の必要性について検討する。

第2項 避難場所、避難経路等の指定・整備

町は、津波災害からの円滑な避難に資するため、次のとおり、避難場所、避難経路等の指定・整備を推進する。

- 1 避難場所の整備に当たっては、津波からの緊急避難先として使用できるよう、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に整備するよう努める。
- 2 津波浸水想定区域内において民間等の建築物について、避難場所として確保する場合には、管理協定の締結や指定をすることなどにより、確実に避難できるような体制の構築に努める。
- 3 住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。
- 4 避難路の整備に当たっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号減灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するとともに、地震による沿道建築物の倒壊、落橋、土砂災害、液状化等の影響により避難路等が寸断されないよう安全性の確保を図る。
- 5 避難場所の案内板や避難誘導標識、海拔表示板等の整備に努める。

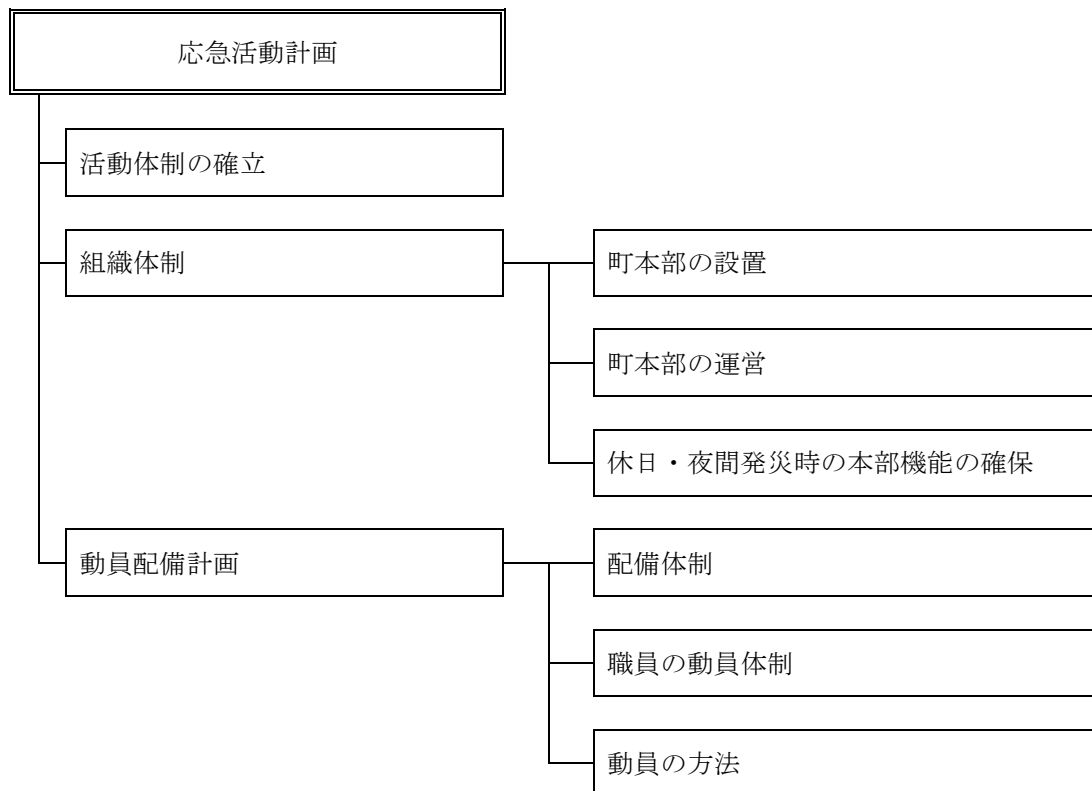
第3編 災害応急対策計画

第1章 応急活動計画

基本的な考え方

町域に地震、津波による災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、県、他の市町、防災関係機関及び住民と一致協力して、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮しつつ、災害の拡大防止と被災者の救援・救護に努め、被害の発生を最小限にとどめる必要がある。

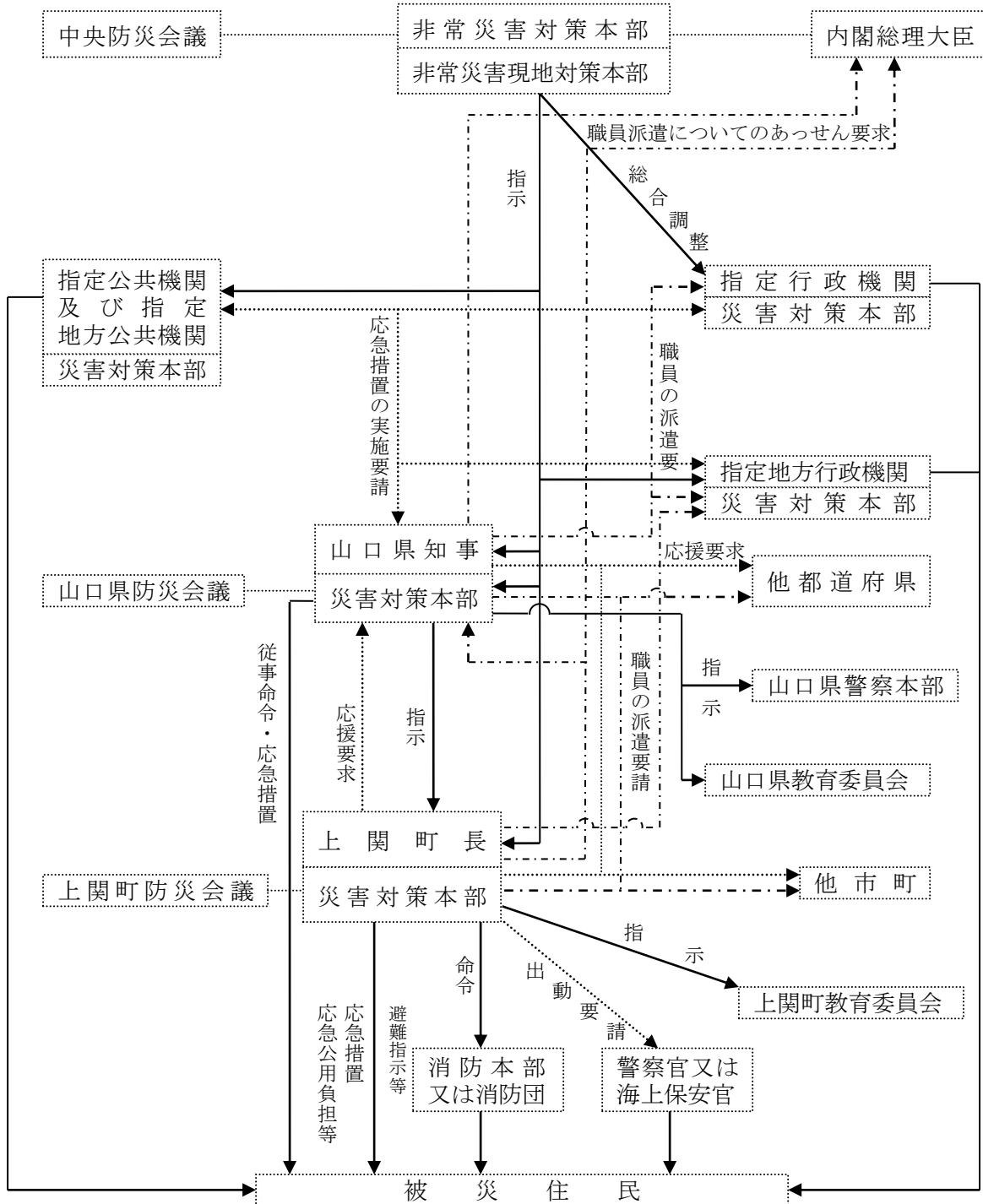
このため、応急対策活動の実施に必要な計画を定め、万全を期する。



第1節 活動体制の確立

町は、町域に地震、津波による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、法令及び町防災計画の定めるところにより指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及びその他の防災関係機関の協力を得て災害応急対策を実施する。

□ 応急活動体制



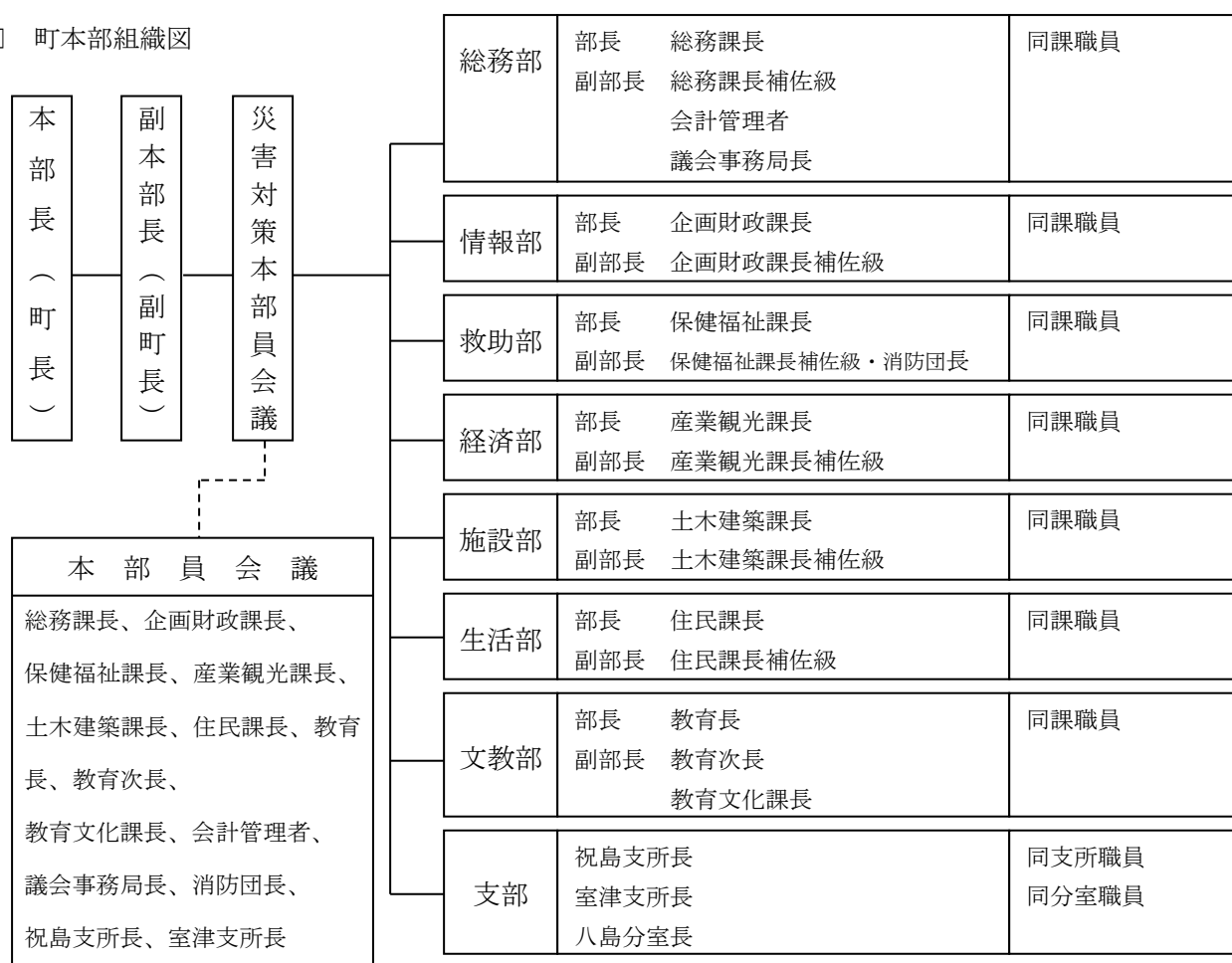
第2節 組織体制

第1項 町本部の設置

1 組織

町本部の組織は、本部長（町長）、副本部長（副町長）及びその下に設置される各対策部をもって構成する。

□ 町本部組織図



2 設置場所

施設	所在地	連絡先
上関町役場 2階防災対策室	上関町大字長島448	0820-62-0311
(本部が被災した場合の代替施設) 上関町総合文化センター	上関町大字室津904-15	0820-62-1460

3 設置基準

- (1) 町内で震度5弱以上の地震が発生したとき。
- (2) 「山口県瀬戸内海沿岸（下関市彦島以東の瀬戸内海）」に大津波警報が発表されたとき。

4 廃止基準

町長は、町域において災害が発生するおそれが解消したと認めるとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、町本部を廃止する。

5 設置及び廃止の通知等

町は、町本部を設置又は廃止したときは、直ちに、その旨を次により通知及び公表する。

通知及び公表先	担当課	方法
庁内各部（出先機関を含む。）	総務課	電話、町防災行政無線、職員参集メール （出先機関をもつ部署等は、それぞれから連絡する。）
県（防災危機管理課）	〃	県総合防災情報ネットワークシステム
防災関係機関	〃	電話・FAX
報道機関	〃	電話・FAX
住民	〃	町防災行政無線、広報車、町ホームページ、登録制メール、エリアメール等

第2項 町本部の運営

本編第3編第1章第2節第2項「町本部の運営」を準用する。

第3項 休日・夜間発災時の本部機能の確保

1 緊急初動対策班

大規模地震（震度5弱以上）等の発生時には、初期段階での素早い対応が、その後の防災対策の成否を左右する。

このため、町は、夜間、休日を含め勤務時間外における本部機能の確保を目的として、指名職員による「緊急初動対策班」を編成し、初期における活動体制の確保を図る。

- (1) 班員は、所属官署に30分以内（徒歩、自転車及びバイク）に出勤できる者で、所属長が指名した職員をもって編成する。
- (2) 班員は、発災後配備指令を待たずに直ちに所属公所に参集し、職務を遂行することで、本部機能の確保に努める。
- (3) 緊急初動対策班の指揮は、総務課長が指揮をとる。総務課長が不在、又は事故等により指揮をとれない場合は、町長が指名した者が指揮をとる。
- (4) 事態の推移に伴い、必要に応じて町本部の配備体制へと移行するのに従って、緊急初動対策班は、解散し、所属職員は、所属先に身分を移管する。

2 職員の参集

- (1) 自主参集が可能となるよう、初動要員、各対策本部員及び各部長（各課長）等に携帯電話を保有させ、初動時の配備体制の確保を図る。
- (2) 必要に応じ、報道機関に対して、職員の参集を呼びかける放送を依頼する。
- (3) 原則として、町役場総務課に参集する。
町役場が被災し、参集できない場合は、最寄りの町有施設に参集する。

第3節 動員配備計画

第1項 配備体制

種別		配備基準	体制の概要
警戒配備	第1警戒体制	1 町内に震度3の地震が発生したとき。 2 「山口県瀬戸内海沿岸（下関市彦島以东の瀬戸内海）」に津波注意報が発表されたとき。	災害の拡大防止に必要な準備の開始及び情報の収集・伝達活動を主として、特に関係のある課の職員の少数人員で配備し、状況によりさらに高度の配備に迅速に移行し得る体制とする。
	第2警戒体制	1 町内に震度4の地震が発生したとき。 2 「山口県瀬戸内海沿岸」に津波警報が発表されたとき。	災害応急対策に関係のある課の所要人員で配備し、情報収集、連絡活動及び災害応急措置を実施するとともに、状況によりさらに高度の配備に迅速に移行し得る体制とする。
	特別警戒体制	1 町内に次の気象情報のいずれかが発表されたとき。 (1) 土砂災害警戒情報 (2) 記録的短時間大雨情報 2 本町への台風の接近又は上陸が予想されるとき。 3 その他状況により、町長が命じたとき。	災害応急対策に関係のある課の所要人員で配備し、情報収集、連絡活動及び災害応急措置を実施するとともに、事態の推移に伴い直ちに第1非常体制に移行する体制とする。
非常配備※	第1非常体制	1 町内に震度5弱又は5強の地震が発生したとき。 2 その他状況により、町長が命じたとき。	第2警戒体制の人員に加え、係長級以上の職員及び各課の所要人員で配備し、必要に応じて災害対策本部を設置して、災害応急対策に当たる体制とする。
	第2非常体制	1 震度6弱以上の地震が発生したとき。 2 「山口県瀬戸内海沿岸」に大津波警報が発表されたとき。 3 その他状況により、町長が命じたとき。	災害対策本部を設置し、全職員をもって災害応急対策に当たる体制とする。
	緊急初動対策班	1 町内で震度5弱以上の地震が発生したとき。 2 福岡管区气象台が「山口県瀬戸内海沿岸大津波」の津波警報を出したとき。 3 相当規模の災害が発生したとき。	夜間、休日を含めた勤務時間外における本部の体制が確保されるまでの初動期における活動体制とする。
	緊急非常体制	1 町域に係る災害が発生し、又は局地的災害であっても被害が特に甚大であるとき。 2 大規模の災害発生を免れないと予想されるときで、町の全組織を挙げて災害対応が必要なとき。	町の総力をあげて災害対策に取り組む体制で、全職員による体制とする。

※災害の状況によって、町本部を設置

第2項 職員の動員体制

本編第3編第1章第3節第2項「職員の動員体制」を準用する。

第3項 動員の方法

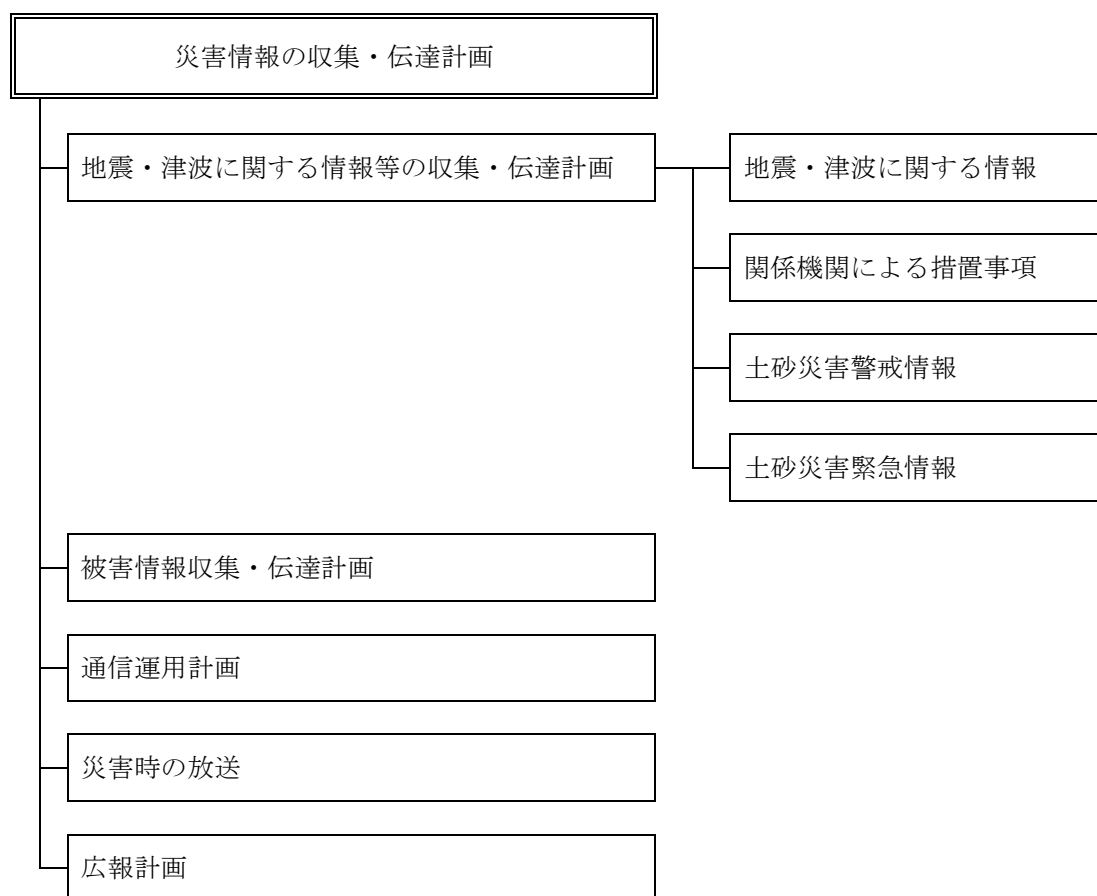
本編第3編第1章第3節第3項「動員の方法」を準用する。

第2章 災害情報の収集・伝達計画

基本的な考え方

震災発生時において、最も重要な事項である災害情報の収集・伝達を的確に行い、迅速かつ的確に応急対策を講じる。

また、被災地の混乱を防ぎ民心を安定させるため、災害広報を実施する。



第1節 地震・津波に関する情報等の収集・伝達計画

災害の発生を未然に防ぎ、あるいは、被害の軽減を図るために、町、県をはじめとして防災関係機関が得た情報を住民等に迅速かつ正確に伝達する必要がある。

このため、地震・津波に関する警報・注意報等の発表・伝達について必要な事項を定める。

第1項 地震・津波に関する情報

1 大津波警報、津波警報、津波注意報

(1) 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等

地震の発生時には、気象庁により地震の規模や位置をすぐに推定されるとともに、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求められ、地震発生から約3分を目標に大津波警報（特別警報に位置付けて運用）、津波警報又は津波注意報（以下「津波警報等」という。）が発表される。

津波警報等とともに発表される予想される津波の高さは、通常は5段階の数値である。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は、精度のよい地震の規模を数分内に推定することができないため、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等が発表される。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表される。

□ 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

種 類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の 場合の発表	
大津波 警 報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津 波 警 報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。
津 波 注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記なし)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人は直ちに海から上がって、海岸から離れる。

(注) 大津波警報は、特別警報に位置付けられる。

(2) 津波警報等の留意事項等

震源が陸地に近いと大津波警報・津波警報が津波の襲来に間に合わないことがあるので、強い揺れや弱くても長い揺れがあったらすぐに避難を開始する。

津波の高さを「巨大」と予想する大津波警報が発表された場合は、東日本大震災のような巨大な津波が襲うおそれがあるので、直ちにできる限りの避難をする。

津波は沿岸の地形等の影響により、局所的に予想より高くなる場合があるので、ここなら安心と思わず、より高い場所を目指して避難する。

津波は長い時間くり返し襲ってくるので、大津波警報・津波警報が解除されるまでは、避難を続ける。

2 津波情報

津波警報等を発表された場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどが津波情報として発表される。

□ 津波情報の種類と発表内容

情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻*や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報等の種類と発表される津波の高さ等の表に記載）を発表※この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表（※1）
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※2）

□ 沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

津波警報等の発表状況	観測された津波の高さ	内 容
大津波警報を發表中	1 m超	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報を發表中	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報を發表中	(すべての場合)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は、「微弱」と表現)

※1 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・津波は繰り返し襲い、あとから来る波の方が高くなることもあるため、観測された津波が小さいからと

いって避難を止めてしまうと危険である。そのため、最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

※2 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値*（第1波の推定到達時刻）、最大波の推定到達時刻と推定高さを津波予報区単位で発表する。

・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）又は「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

□ 沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値※）の発表内容

津波警報等の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	内 容
大津波警報を発表中	3 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報を発表中	1 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報を発表中	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

※沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

3 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容が津波予報として発表される。

□ 津波予報の発表基準と発表内容

発表される場合	内 容
津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

4 緊急地震速報

最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に、気象庁により、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）が発表される。日本放送協会（NHK）によって、テレビ、ラジオを通

じて住民等に情報提供がなされる。

また、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報は、地震動特別警報に位置付けられる。

なお、緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報であるため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わないことがあることに留意する必要がある。

5 地震情報の種類とその内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	・震度3以上（津波警報等を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報等発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町名を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町ごとの観測した震度を発表
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表 ※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の地震情報（地震回数に関する情報）」で発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）をおおむね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響に関する記述も記述し発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表

6 地震活動に関する解説資料等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方气象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供し、ホームページなどでも発表している資料。

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料 (速報版) ※ホームページでの発表をしていない。	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・(担当地域沿岸で) 大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・(担当地域で) 震度4以上を観測(ただし、地震が頻発している場合は、その都度の発表はしない。)	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、当該都道府県の情報等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。
地震解説資料 (詳細版)	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・(担当地域沿岸で) 大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・(担当地域で) 震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表し、地震や津波の特徴を解説するため地震解説資料(速報版)の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。
地震活動図	・定期(毎月初旬)	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の県内の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。

7 南海トラフ地震に関連する情報

- 「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」の情報名称で発表。
- 「南海トラフ地震臨時情報」には、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう、防災対応等を示すキーワードを情報名に付記。
- 「南海トラフ地震関連解説情報」では、「南海トラフ地震臨時情報」発表後の地震活動や地殻変動の状況等を発表。また、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における評価結果もこの情報で発表。

詳細は下表のとおり。

- 「南海トラフ地震に関連する情報」の名称及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合

南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> ○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） <p>※既に必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合もある。</p>
---------------	--

「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報発表する。

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から 5～30分程度	調査中	<p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○監視領域内※1でマグニチュード6.8以上※2の地震※3が発生 ○1か所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から 最短で2時間程度	巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード※48.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> ○監視領域内※1において、モーメントマグニチュード※47.0以上の地震※3が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

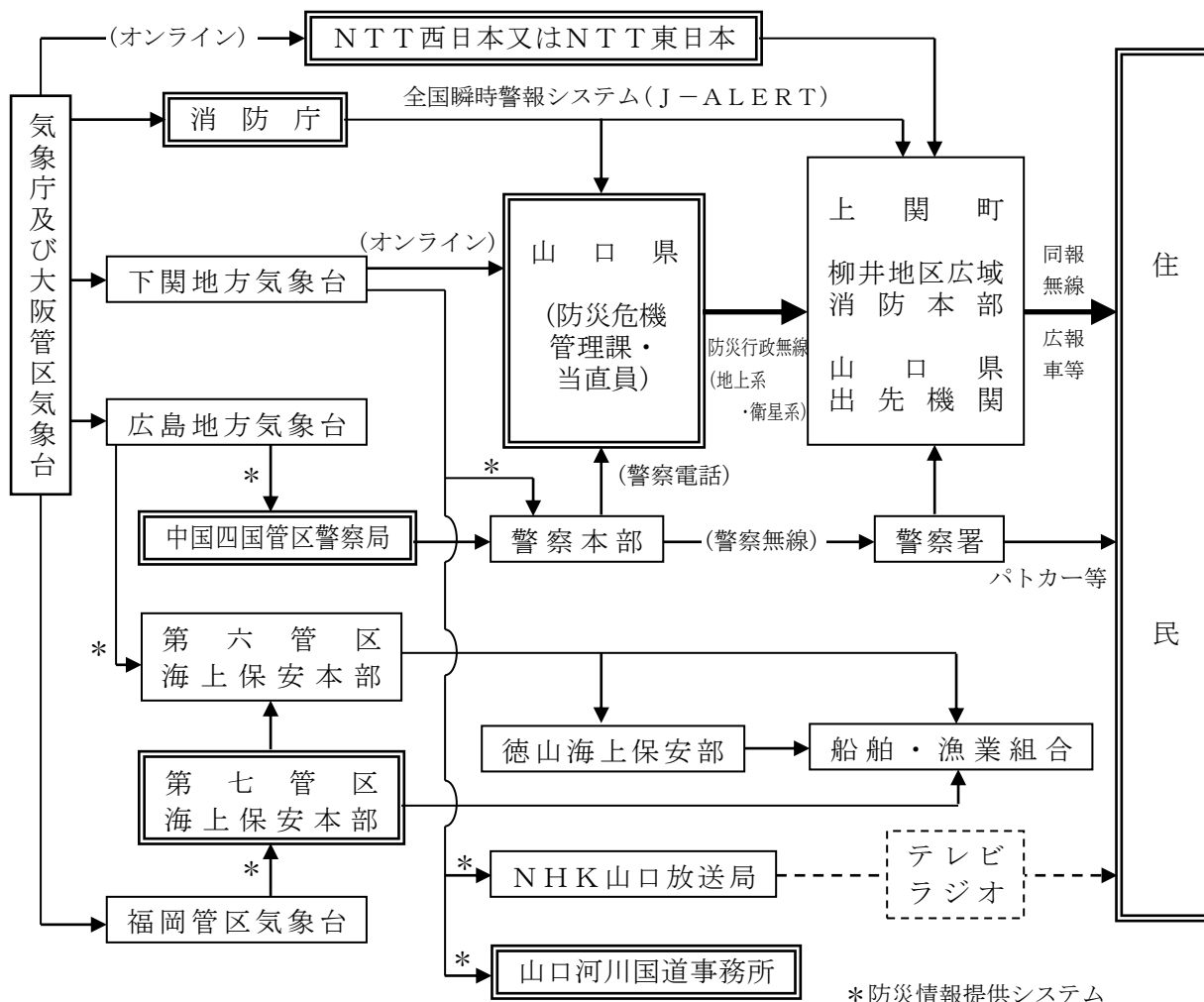
- ※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km 程度までの範囲。
- ※2 モーメントマグニチュード7.0 の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8 以上の地震から調査を開始する。
- ※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。
- ※4 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いる。

8 津波予報区の範囲

本町は、「山口県瀬戸内海沿岸」予報区に含まれる。

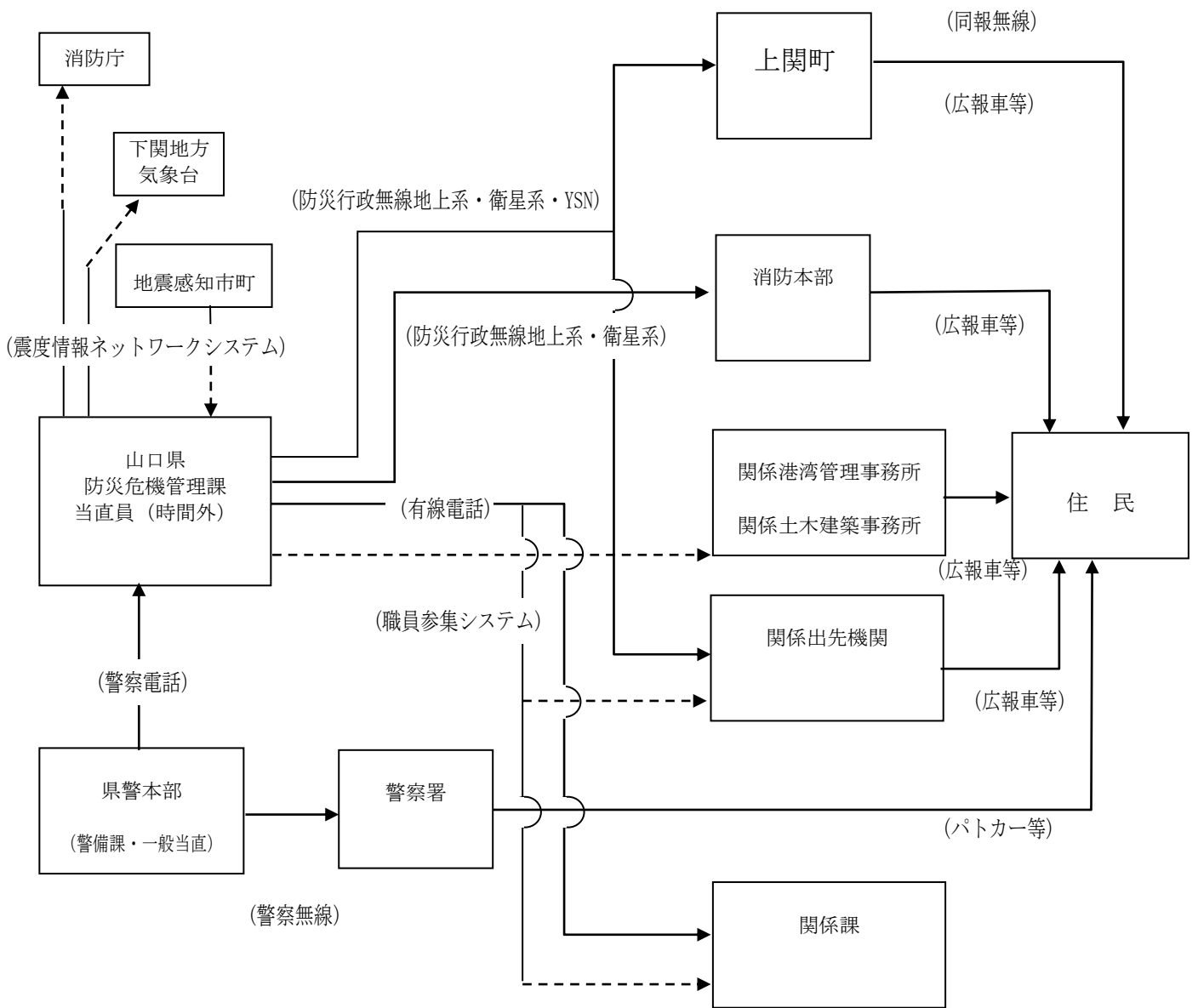
9 大津波警報・津波警報・注意報及び地震・津波情報等に係る伝達

□ 気象台からの伝達系統図



※二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先
 ※太線の経路は、特別警報が発表された際に、通知若しくは周知の措置が義務付けられている伝達経路
 ※全国瞬時警報システム(J-ALERT)の情報は防災行政無線を通じて配信

□ 県における伝達系統図



第2項 関係機関による措置事項

大津波警報・津波警報・注意報及び地震・津波情報に係る伝達等に関して関係機関が実施する措置は、次のとおりである。

1 町

(1) 大津波警報・津波警報、注意報及び緊急地震速報、地震・津波情報の伝達

ア 地震、津波の重要な情報について、県、警察、海上保安部、NTTから通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、区域内の公共的団体、その他重要な施設の管理者、自主防災組織等に対して通報するとともに、直ちに住民に周知する。

この場合、警察、消防本部、県出先機関等へ協力を要請するなどして、万全の措置を講じる。

イ 住民等への津波警報、避難指示等の伝達広報手段、体制の確立が迅速に実施できるよう、平常時から訓練等を行うなどして習熟しておくようにする。

また、伝達先等に漏れがないよう、平素から連絡系統、伝達先等の確認をしておくようにする。

ウ 漁港、船だまり、海水浴場、釣場、海浜の景勝地等行楽地及び沿岸部の工事現場等多数の者が利用あるいは働いている施設の管理者等に対して、津波警報等発令時等における避難誘導等への協力体制を確保しておくようにする。

(2) 近地地震、津波に対する自衛措置

ア 近海で地震が発生した場合、気象台からの津波警報発表以前であっても津波が来襲するおそれがある。

強い地震（震度4以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波発生を考慮して、海浜等にある者、海岸付近の住民等に、直ちに安全な場所に避難するよう指示するとともに、海浜等に所在する施設の管理者等に対して、必要な避難誘導をとるよう要請する。

イ 町に対する津波情報の伝達は、放送による方が早い場合があるので、地震感知後少なくとも当該地方の報道機関の放送を一定時間（1時間以上）聴取する。責任者及び海面監視のための要員を定め、近地地震津波に備えておくようにする。報道機関からの津波警報が放送された場合においても、直ちに上記の措置をとる。

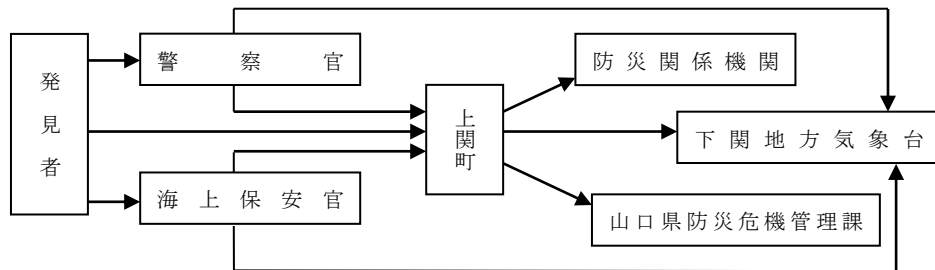
ウ 津波に関する気象庁の警報事項を適時に受けることができない場合及び災害により津波に関する気象庁の警報事項を適時に受けることができなくなった場合、町長は、気象業務法施行令第8条の規定に基づき、「津波警報」を発表し、適切な措置を講じる。

エ 地震情報の早期収集を目的に、県が「計測震度計」を設置しており、これの観測値等も参考にして、(1)に掲げる措置を速やかに実施する。

(3) 異常現象の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者、若しくはその発見者から通報を受けた警察官若しくは海上保安官から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに県（防災危機管理課）、防災関係機関、下関地方気象台に通報する。

ア 通報系統図



イ 通報を要する異常現象

(ア) 異常潮位

天文潮より著しく高く、又は低く異常に変動した場合

(イ) 異常波浪

海岸等に被害を与える程度以上のうねり、風波で、前後の気象状況から判断して異常に大きい場合

(ウ) 地震動により引き起こされる現象

地表面の亀裂、崖地崩壊、異常出水、相当地域一帯の異臭等

(エ) その他地震に関するもの

群発地震、噴火現象

ウ 通報項目

(ア) 現象名

(イ) 発生場所

(ウ) 発見日時分

(エ) その他参考となる情報

(4) 一般的な災害原因に関する情報の通報

地震等災害原因に関する重要な情報について、県、警察及び関係機関等から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに住民に周知する措置を講じるとともに、区域内の公共的団体、その他重要な施設の管理者等に通報する。

(5) 県からの津波警報等の受信取扱い

県からの伝達は、通常県防災行政無線衛星系により F A X で送信されるが、止むを得ず地上系による場合は音声での伝達となることから、「津波警報、注意報受信用紙」により受信する。

2 消防本部

(1) 津波警報、注意報及び緊急地震速報、地震・津波情報の伝達

地震、津波等の重要な情報等について、県、警察、町関係部局から通報を受けたときは、直ちに消防署等に一齐通知し、住民への周知を図る。

(2) 近地地震津波に対する情報の伝達

強い地震（震度4以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波の発生を考え、直ちに沿岸住民等に対して注意の呼び掛け、避難誘導活動等の措置をとる。

(3) 異常現象その他の情報の伝達

異常現象、地震に起因して発生する水防に関する情報を収集又は入手したときは、これを町関係部局、県（防災危機管理課又は防災危機管理連絡員室）及び関係機関に通報するとともに、住民に周知する。

3 県

(1) 津波警報、注意報及び緊急地震速報、地震・津波情報の伝達

地震、津波等の重要な情報等について、気象台、警察本部から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに県防災行政無線（地上系・衛星系）又はY S Nにより町及び消防本部に通知するとともに、関係部局及び関係防災機関に通報することとされている。

この場合において、緊急を要するときは、通信統制を行い他の通信に先だった取扱いを行うものとされている。

(2) 近地地震、津波等に係る情報の伝達

県内市町で震度4以上の地震が観測された場合、収集した地震情報を、直ちに町、消防本部、警察に伝達するとともに、関係部局及び関係防災機関に通報することとされている。

(3) 重要な情報の伝達

地象、水象その他の災害原因に関する情報について、気象台、町、県出先機関、防災関係機関等から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに町、消防本部に対して伝達するとともに、関係部局、関係防災機関に通報することとされている。

通報を受けた部局は、直ちに所属出先関係機関に通報することとされている。

(4) 関係機関等における津波警報、注意報の受信様式

町及び消防本部については、防災行政無線地上系又は衛星系によりFAX送信されるが、やむを得ない場合は音声での伝達となることから、「津波警報、注意報受信用紙」より受信することとされている。

4 警察

気象台、中国管区警察局から津波警報等の通報を受けたときは、町、消防本部、県土木（建築）事務所及び港湾管理事務所に通知するとともに県（防災危機管理課）に連絡することとされている。

また、異常現象を認知したとき又は住民からの通報を受けたときは、速やかに、町及び下関地方

気象台に通報することとされている。

5 海上保安部

地震、津波の重要な情報等について、福岡管区気象台等から通報を受けたときは、無線により、航行船舶及び操業漁船に周知し注意喚起し、巡視船艇により、港内在泊船、海上作業関係者、磯釣り客等に周知し、沿岸付近からの避難を指示するとともに、電話連絡等により関係機関、関係事業所等に周知することとされている。

6 西日本電信電話株式会社

気象業務法に基づいて、下関地方気象台から伝達された警報を町に連絡することとされている。

警報は、すべての通信に優先して取り扱い、特に津波警報は他の警報に優先して取り扱うこととされている。

7 その他の防災関係機関

気象台、県、警察、海上保安部等から通報を受けた災害に関する重要な情報については、所属機関に対して、直ちに通報するとともに、必要な措置を講じるものとされている。

第3項 土砂災害警戒情報

本編第3編第2章第1節第2項「土砂災害警戒情報」を準用する。

第4項 土砂災害緊急情報

本編第3編第2章第1節第3項「土砂災害緊急情報」を準用する。

第2節 被害情報収集・伝達計画

本編第3編第2章第2節「被害情報収集・伝達計画」を準用する。

第3節 通信運用計画

本編第3編第2章第3節「通信運用計画」を準用する。

第4節 災害時の放送

本編第3編第2章第4節「災害時の放送」を準用する。

第5節 広報計画

本編第3編第2章第5節「広報計画」を準用する。

第3章 救助・救急、医療等活動計画

本編第3編第4章「救助・救急、医療等活動計画」を準用する。

第4章 避難計画

本編第3編第5章「避難計画」を準用する。

第5章 応援要請計画

本編第3編第6章「応援要請計画」を準用する。

第6章 緊急輸送計画

本編第3編第7章「緊急輸送計画」を準用する。

第7章 災害救助法の適用計画

本編第3編第8章「災害救助法の適用計画」を準用する。

第8章 食料・飲料水及び生活必需品等の供給計画

本編第3編第9章「食料・飲料水及び生活必需品等の供給計画」を準用する。

第9章 保健衛生・動物愛護管理計画

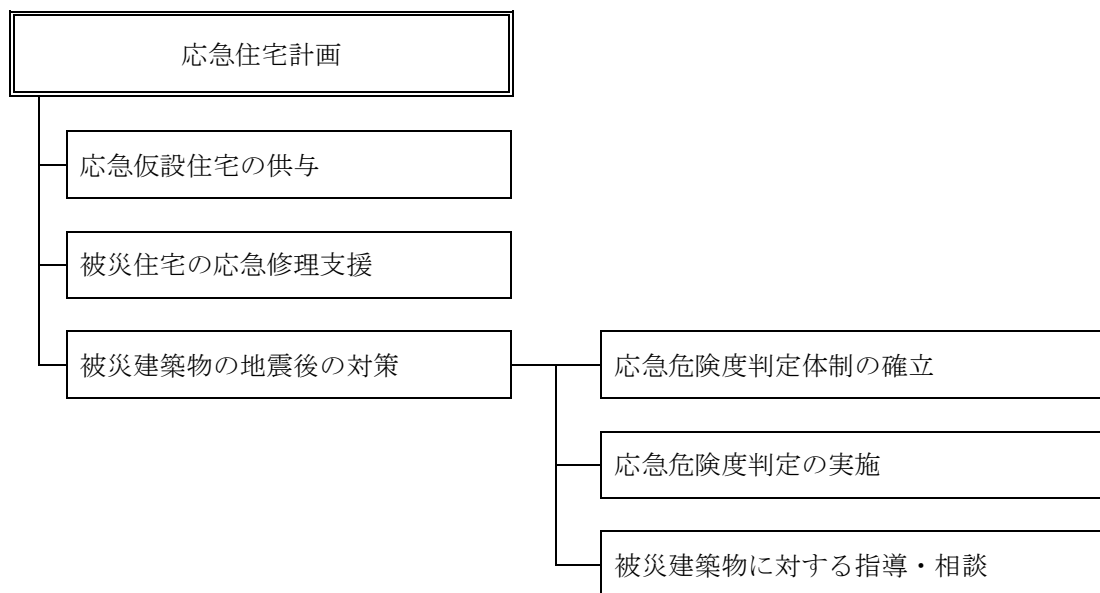
本編第3編第10章「保健衛生・動物愛護管理計画」を準用する。

第10章 応急住宅計画

基本的な考え方

災害のため、住宅が滅失した世帯又は破損した世帯に対して応急仮設住宅の提供又は応急修理を行うことは、被災者の生活確保の観点から極めて重要である。

このため、応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理支援、建設資材の調達、公営住宅の修理等について必要な事項を定める。



第1節 応急仮設住宅の供与

本編第3編第11章第1節「応急仮設住宅の供与」を準用する。

第2節 被災住宅の応急修理支援

本編第3編第11章第2節「被災住宅の応急修理支援」を準用する。

第3節 被災建築物の地震後の対策

地震発生後、公共建築物及び一般住宅等の危険度の把握は、避難施設の確保、各種応急対策活動の拠点確保を図る上で、また、被災者を建物倒壊等の二次災害から守る上で重要である。

このため、町は、残存する被災建築物について、速やかに被害状況及び余震への耐震力の把握等を行い、被災者の「住」に対する不安を解消する。

第1項 応急危険度判定体制の確立

1 地震により被害を受けた建築物の余震等による倒壊、使用部材の落下等から二次災害を防止するため、被災建物の安全性を早急に確認することが必要となる。

このため、町は、県に対し、事前に登録してある応急危険度判定士による応急危険度判定を要請する。

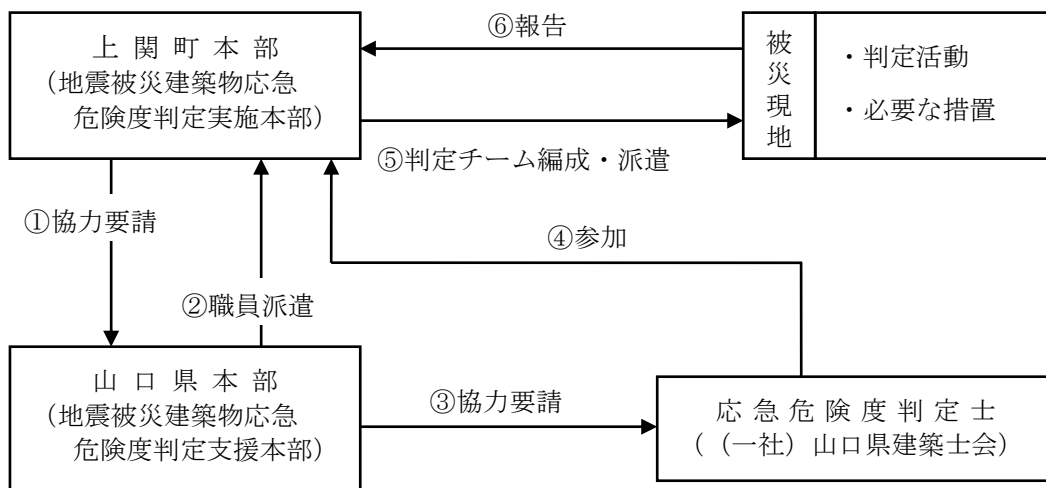
2 町は、応急危険度判定を円滑に実施するため、次の措置を行う。

- (1) 応急危険度判定を優先して行う必要のある建築物の選定
- (2) 地図の提供
- (3) その他応急危険度判定に必要な資機材の提供

第2項 応急危険度判定の実施

町は、判定実施マニュアルに基づき、応急危険度判定を実施するものとし、必要に応じて、県を通じて判定士の参加を要請する。

□ 応急危険度判定活動体系図



第3項 被災建築物に対する指導・相談

町は、被災した住宅、事務所等の建築物の所有者に対して、応急措置及び応急復旧に際しての技術的相談、指導を行う。

また、必要に応じて、技術的相談及び指導、復旧の助成等についての相談窓口を役場内に設ける。

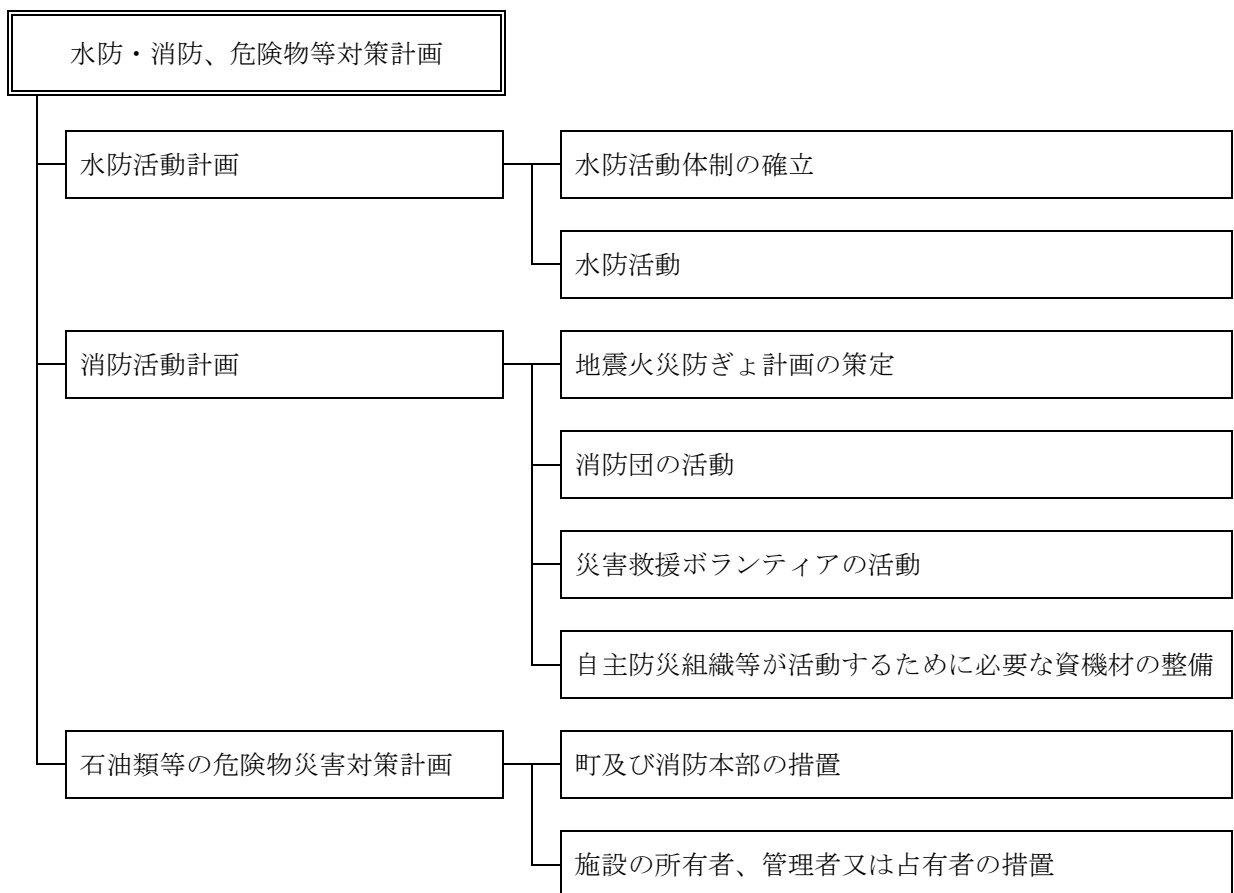
第11章 水防・消防、危険物等対策計画

基本的な考え方

地震が発生した場合の被害は、建物、構造物の倒壊によるもののほか、河川・護岸等の損壊又は津波による浸水、火災の発生が予想される。

また、危険物施設等における災害の拡大防止及び従業員・周辺住民の安全確保について必要な対策を講じる必要がある。

このため、これらによる被害を最小限に食い止めるため、震災時における水防、消防及び危険物等にかかる応急対策活動を実施する。



第1節 水防活動計画

地震が発生した場合、ため池、河川・海岸等の堤防、護岸の決壊又は降雨等による洪水等による浸水の被害の発生が考えられる。

このため、町は、地震が発生した場合、これらの被害を最小限に防ぐために必要な措置を講じることになる。

本節では、町防災計画の内から震災時において町がとる応急対策について、必要な事項を定める。

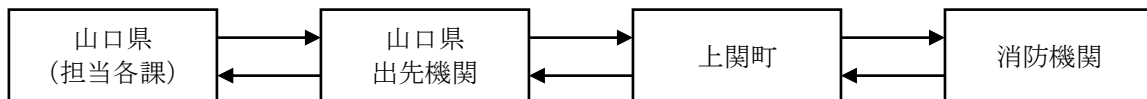
第1項 水防活動体制の確立

1 水防活動体制

地震発生後において、水防対策が必要な事態が発生した場合又は気象台から大雨に関する予警報が発表された場合は、本編第3編第12章「水防計画」に定める体制に準じる体制により事態を処理する。

2 水防組織

- (1) 町における水防組織及び所掌事務は、本編第3編第12章第3節「職員の配備体制及び所掌事務」を準用する。
- (2) 連絡系統



第2項 水防活動

震災時における水防対策については、本編第3編第12章「水防計画」に準拠して必要な措置及び応急対策を講じる。

1 応急対策活動

(1) 監視、警戒活動等

ア 地震（震度4以上）が発生した場合

(ア) 町は、必要な体制の確立を図り、情報収集、警戒、点検及び防ぎよ体制を強化する。

また、水防活動に当たっては、堤防等の施設の管理者、警察、海上保安部、消防、県等の防災関係機関と連携を密にし、住民を二次災害から守ることを重点に、必要な措置（避難指示・避難誘導等）及び応急水防対策を講じる。

(イ) ため池、堤防、水門、樋門、防潮扉等の管理者は、直ちに施設の巡視、点検を行い、被

害箇所、危険箇所その他重要箇所の監視、警戒に当たり、必要に応じて関係機関及び地域住民に連絡する。

また、水門、樋門、防潮扉等施設の管理者は、門扉を操作できる体制を整え、水位、潮位の変動を監視し、必要に応じて適正な開閉を行う。

イ 大規模地震が発生した場合

(ア) 水門・樋門等への対応

沈下・変形等により開閉操作が不可能となる場合が考えられることから、各施設の管理者は、速やかな対応ができるよう建設業者等への緊急連絡体制を整えておくようにする。

(イ) 堤防、護岸等への対応

被害の拡大、二次災害の防止のため、迅速な仮設締切等の応急処置ができるよう各施設の管理者は、建設業者、機械工構造業者、電気通信業者、港湾業者等専門業者との間の緊急連絡体制の整備及び必要な資機材の確保体制を確立しておくようにする。

ウ 津波注意報・津波警報が発表された場合

津波の到達予想時刻までに操作終了後の避難等の時間的余裕があるなど、操作の安全が確保できる場合に限り、開閉を行う。

(2) 浸水・溢水等への応急措置

警戒、監視等により応急排水等への措置が必要となった場合、水防管理者は、関係機関と協力し、直ちに付近住民へ周知を図るとともに、必要に応じて避難誘導等の措置及び応急排水を実施する。

(3) 農業用施設の応急措置

各施設の管理者は、ため池、水門、樋門、防潮堤等の被害状況を確認し、被害の拡大、二次災害を防止するため、自ら応急措置を実施するとともに、関係機関に応援協力を要請し、必要な対策を講じる。

2 水防用資機材の整備

町は、その所管する区域における浸水への対応が十分できるように必要な資機材を整備するとともに、緊急調達方法等についてあらかじめ定めておくようにする。

第2節 消防活動計画

大規模地震発生時には、火災の多発により、極めて多数の人命の危険が予想される。

地震時の火災の態様は、地震の規模、震源の位置、発生する時期、気象条件、市街地の状況、消防水利や消防ポンプ自動車等の消防力の配備状況等により被害の様相が異なり、臨機応変な活動が求められることから、震災時における消防活動に必要な事項について定める。

なお、消防活動に関する一般的事項については、基本計画編第3編第19章第1節「火災防ぎょ計画」に定めるところによるものとする。

第1項 地震火災防ぎょ計画の策定

町及び消防本部は、大規模地震発生時における消防活動をより円滑、的確に実施するため、被害想定を踏まえ、地域の特性を加味した防ぎょ活動計画の策定を図る。

1 地震発生時の火災防ぎょ計画の目標

地震による災害は、地震そのものの強さやその他の条件によって左右されるものであるが、被害発生の規模に着目し、人命の確保、物的被害の軽減等について、段階的な防ぎょ対象及び範囲を定めるなど、最も効果的に被害軽減が図れる計画となるように努める。この場合、消火栓の使用不能、道路寸断等による消防力の低下、また地域住民、事業所、他市町、他県の応援協力等をも踏まえた計画内容とする。

また、消防職団員の部隊運用要領等とともに、これを補完するものとして災害救援ボランティア、地域住民の活動内容、協力支援体制等についても計画の中に盛り込むよう努める。

2 地震火災対策の方針

町及び消防本部は、同時多発の火災から住民の生命の保護を第一として活動を実施する。

この場合において、出火防止と初期消火の徹底について住民や事業所に呼び掛けるとともに、地域住民を含めその全機能をあげて、避難の安全確保及び延焼の拡大防止に必要な活動を実施する。

また、防ぎょ活動の実施に当たっては、明確な防ぎょ方針、重要対象物の指定、延焼阻止線、避難場所・避難路、消防活動計画図の策定、部隊の運用体制等についての体制を確立し、活動する。

第2項 消防団の活動

消防団は、地域に密着した防災機関として、出火防止を始めとする住民指導及び保有装備を活用した消火活動その他の災害防ぎょに当たる。

- 1 出火警戒活動
- 2 消火活動
- 3 救出・救助活動

- 4 応急手当活動
- 5 災害情報の収集・伝達活動
- 6 避難誘導及び指示

第3項 災害救援ボランティアの活動

町は、大規模地震発生直後等における消防活動を迅速かつ的確に実施するには、既存の消防機関だけでは困難なことが予想されるため、今後、災害救援ボランティアの育成を図る。

災害救援ボランティアの活動については、国が、次のような活動分野を期待して育成を図ることとしていることから、活動についてはおおむねこれによるものとする。

- 1 初期消火活動及び消火活動及びその支援
- 2 救出・救助活動及びその支援
- 3 応急手当活動及びその支援
- 4 災害情報の収集・伝達活動及びその支援
- 5 その他避難誘導等の活動に対する支援

第4項 自主防災組織等が活動するために必要な資機材の整備

激甚な大震災が発生した場合、地域によっては、早期の消防力の投入が困難なことが考えられるため、町及び消防本部は、地域住民・自主防災組織が容易に使用できる消火、救助資機材の整備について検討を進め、整備の促進に努める。

第3節 石油類等の危険物災害対策計画

大規模な地震により、危険物等の施設が損傷し、火災・爆発・流出等の災害が発生した場合は、従業員や周辺地域住民に対して重大な被害を与えるおそれがある。

このため、これらの施設に対して、関係法令による種々の保安防災対策が講じられているが、地震により発生する災害を最小限にとどめるため、関係機関が相互に協力し、災害の拡大防止及び従業員・周辺住民の安全確保に必要な対策を講じるものとする。

なお、発火性又は引火性の強い石油類等の危険物については、事故等が発生した場合の影響の大きさに鑑み、消防法に基づき、保安、防災対策が講じられているが、激甚な地震等により、これらの施設に損傷等が発生した場合、関係機関及び関係事業所等は、当該危険物施設の災害の態様に応じて、次の緊急措置を講じ、被害を最小限にとどめる。

第1項 町及び消防本部の措置

1 地震発生時の危険物関係事業者への指示等

- (1) 危険物関係施設の災害により、周辺住民に被害が及ぶおそれがあるときは、関係機関と協議の上、施設に対する応急措置、周辺住民の避難誘導、広報活動等について、必要な指示をする。
- (2) 危険物関係施設に災害が発生し、被害の拡大防止又は周辺住民の安全確保のため必要と認めるときは、施設の全部又は一部の使用停止を命じ、又はその使用を制限する。
- (3) 危険物が流出したときは、その危険物の排除作業を実施させる。

2 救急・防災活動

地震により危険物関係施設に災害が発生したときは、必要な救急・防災活動を行うとともに、必要に応じて危険物関係事業者に防災活動上必要な指示を行う。

3 広報・警戒区域・避難指示等

- (1) 周辺住民に対し、危険物関係施設の災害の状況・避難の必要の有無について、適切な広報活動を行う。
- (2) 危険物関係施設の火災・爆発、危険物の漏洩等により周辺住民に被害が及ぶおそれがあるときは、警戒区域の設定及び避難指示等の必要な措置を講じる。

4 関係機関との連絡・調整等

- (1) 地震による危険物関係施設の災害の拡大を防止し、又は周辺住民の安全性確保のため必要があるときは、関係機関と連絡・調整して必要な対策を講じる。
- (2) 地震による危険物関係施設の災害の拡大を防止するために他の消防本部の応援を必要とするときは、化学消防車等の必要な資機材及び人員の応援要請の措置を講じる。

第2項 施設の所有者、管理者又は占有者の措置

1 地震発生時の応急対策

- (1) 地震発生後、直ちに地震に関する情報を収集し、関係者に伝達するとともに、地震の規模に応じた防災要員を確保する。
- (2) 地震発生後、直ちに人的・物的被害、火災・爆発・漏えい等の有無を調査・点検するとともに、地震の規模に応じて危険物関係施設の運転停止等を行う。
- (3) 地震により、人的・物的被害が生じ、又は火災・爆発・漏えい等の災害が発生したときは、直ちに負傷者の救護、危険物関係施設の運転停止、施設内の使用火気の消火及び常用電源の遮断等の応急措置を講じるとともに、事業所の防災組織による防災活動を行う。
- (4) 地震による災害が拡大し、周辺住民等に被害が及ぶおそれがあるときは、周辺住民等への避難誘導等の必要な措置を講じる。
- (5) 車両により危険物を輸送中に地震が発生した場合は、直ちに車両を安全な場所に停車して、危険物の漏えいの有無等について点検し、異常があるときは前記の応急措置を講じる。

2 地震発生時の連絡通報及び広報活動

- (1) 地震により災害が発生したときは、直ちに消防本部、警察、県（防災危機管理課）等へ通報する。
なお、通報手段が途絶えない限り、第一報は、電話連絡とし、その後の状況及び別に定める事項は、FAX等により逐次報告する。
- (2) 地震による災害が、周辺住民へ不安を与えるおそれがある場合又は周辺住民へ被害を及ぼすおそれがある場合は、被害の状況及び避難の必要性について、迅速かつ正確な広報活動を行う。

第12章 災害警備計画

本編第3編第13章「災害警備計画」を準用する。

第13章 要配慮者支援計画

本編第3編第14章「要配慮者支援計画」を準用する。

第14章 ボランティア活動支援計画

本編第3編第15章「ボランティア活動支援計画」を準用する。

第15章 応急教育計画

本編第3編第16章「応急教育計画」を準用する。

第16章 ライフライン施設の応急復旧計画

本編第3編第17章「ライフライン施設の応急復旧計画」を準用する。

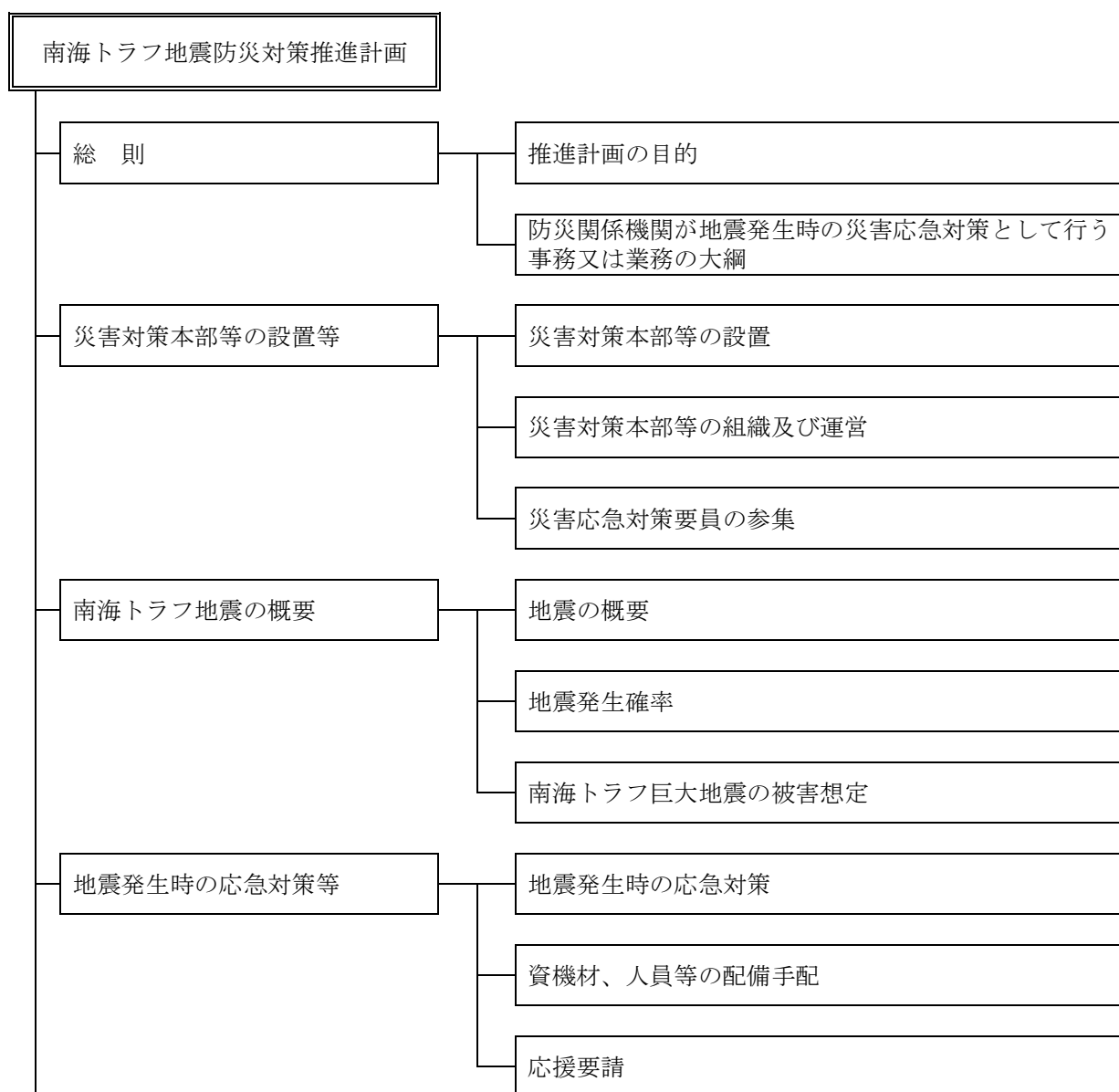
第17章 公共施設等の応急復旧計画

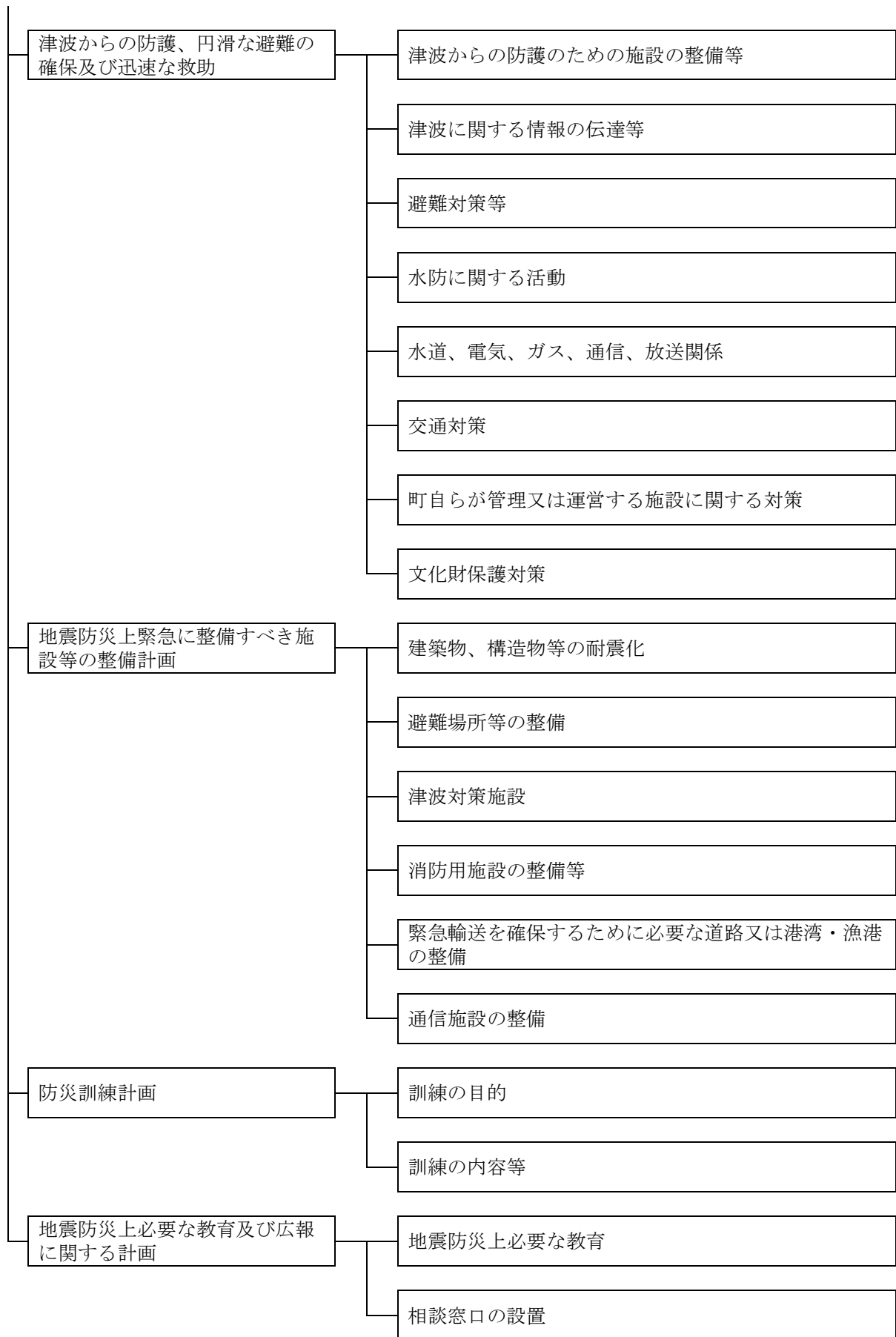
本編第3編第18章「公共施設等の応急復旧計画」を準用する。

第18章 南海トラフ地震防災対策推進計画

基本的な考え方

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震による被害の発生を防止又は軽減するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項等を定め、地震防災体制の推進を図る。





第1節 総則

第1項 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）として指定されている本町について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、町における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2項 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

町域に係る地震防災に関し、防災関係機関の処理すべき事務又は業務については、本編第1編第1章第6節「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱及び住民・事業所のとるべき措置」及び大規模地震防災・減災対策大綱に定めるとおりである。

第2節 災害対策本部等の設置等

第1項 災害対策本部等の設置

町長は、南海トラフ地震又は当該地震と判定され得る規模の地震（以下、本章において「地震」という。）が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、直ちに上関町災害対策本部を設置し、的確かつ円滑にこれを運営する。

第2項 災害対策本部等の組織及び運営

災害対策本部等の組織及び運営は、本編第3編第1章第1節「活動体制の確立」に定めるところによるものとする。

第3項 災害応急対策要員の参集

1 職員の参集計画

町長は、通常の利用ができない事情等の発生の可能性を勘案し、配備体制及び参集場所等の職員の参集計画を定める。これについては、本編第3編第1章第1節「活動体制の確立」及び震災対策編第3編第1章第1節「活動体制の確立」を準用する。

2 自主参集

町職員は、地震発生後の情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、発災の程度を勘案し、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集するよう努める。

第3節 南海トラフ地震の概要

第1項 地震の概要

駿河湾から土佐湾までの南海トラフのプレート境界では、歴史的に見て、おおむね100～150年の間隔で海溝型の巨大地震が発生している。この地域における地震は震源位置によって、東海地震、東南海地震、南海地震と呼ばれるが、過去に3地震が個別に又は2地震あるいは3地震が同時に発生した様々なケースがあったと考えられている。このうち、駿河湾付近では、1854年の安政東海地震の後、約160年間にわたり巨大地震が発生しておらず、プレート境界での歪みが臨界状態まで蓄積している可能性が高く、いつ巨大な地震（東海地震）が発生してもおかしくないと想定されている。

一方、東海地震の震源域と連なる遠州灘西部から土佐湾までの南海トラフのプレート境界においては、1854年の安政東海地震と安政南海地震の後、1944年に昭和東南海地震、1946年に昭和南海地震が発生している。昭和東南海地震では東海地震の想定震源域が未破壊のまま残り、また、昭和南海地震はそれ以前に同地域で発生した地震に比べやや小さい規模とされている。巨大地震の発生間隔が約100～150年であることから考えると、今世紀前半にも当該地域で巨大な地震が発生する状況にあることが懸念されている。

東海地震が発生していない現状に鑑み、平成23年8月に内閣府に設置された「南海トラフの巨大地震モデル検討会」においては、「科学的に想定し得る最大規模の地震・津波」を想定した検討が行われ、関東から四国・九州にかけて極めて広い範囲で強い揺れと巨大な津波が想定されることとなった。

南海トラフ地震は、国内で発生する最大級の地震であり、その大きな特徴として、極めて広域にわたり、強い揺れと巨大な津波が発生すること、津波の到達時間が極めて短い地域が存在すること、時間差をおいて複数の巨大地震が発生する可能性があること、これらのことから、その被害は広域かつ甚大になること、南海トラフ巨大地震になった場合には、被災の範囲は超広域にわたり、その被害はこれまで想定されてきた地震とは全く様相が異なると考えられること等があげられる。

第2項 地震発生確率

国の地震調査研究推進本部（文部科学省に設置）地震調査委員会では、今後の地震発生確率を次のとおり評価している。

領域名	長期評価で予想した地震規模（マグニチュード）	地震発生確率		
		10年以内	30年以内	50年以内
南海トラフ	M8～M9クラス	30%程度	70～80%	90%程度 もしくはそれ以上

※2021年1月1日時点の評価

第3項 南海トラフ巨大地震の被害想定

本町における被害は、死者が最大で2人と想定され、内訳は建物倒壊が1人（50%）、土砂災害が1人（50%）である。建物の全壊・焼失棟数は最大で44棟と想定され、このうち津波によるものが24棟と最も多く、次に多いのが揺れによるもので9棟となっている。

ライフラインや交通施設の被害は、主に上関地区、室津各地区において多く、道路に関しては町全域で被害を受ける。避難者は2,121人（1日後）、経済被害額は約125億円と想定される。

1 震度分布

南海トラフ巨大地震は、東海、東南海、南海、日向灘等のトラフ沿いに震源を持つマグニチュード9クラスの地震を想定しており、町は震源からの距離が比較的離れているが、揺れ、液状化、津波による影響を受ける。

上関町では、最大震度6弱の揺れが想定されている。

2 津波の高さ

県により上関町に設定されている主要な港湾・漁港等（代表地点）は室津港であり、その地点においては3.6mの最高津波水位が想定されている。

3 津波が到達するまでの時間

最高津波水位が上関町に到達する時間は128分となっている。

また、地震発生後に±20cm（海辺にいる人の人命に影響するおそれのある水位の変化）の変動が生じるまでの時間は、32分と想定されている。

4 人的被害（被害が最大となるもの）

区分	建物倒壊	津波※	土砂災害	火災	ブロック塀倒壊等	合計	条件
死者数	1人	0	1人	0	0	2人	冬深夜
負傷者数	31人	0	1人	0	0	32人	冬深夜

※早期避難率は低い（「すぐに避難する」20%、「避難するがすぐに避難しない」50%、「切迫避難あるいは避難しない」30%）条件で算定

5 建物被害（被害が最大となるもの）

区分	揺れ	津波	液状化	土砂災害	火災	合計	条件
全壊・焼失棟数	9棟	24棟	3棟	8棟	0	44棟	冬18時
半壊棟数	184棟	246棟	4棟	17棟	0	469棟	冬18時

6 ライフライン被害

区分		直後		1日後		1週間後		1か月後	
上水道（断水人口）	%	2,716人	81.5	1,701人	51.0	200人	6.0	0	—
下水道（支障人口）	%	15人	3.5	15人	3.5	15人	3.5	0	—
電力（停電軒数）	%	127軒	5.1	110軒	4.5	0	—	0	—

固定電話（不通回線）	%	75回線	5.6	68回線	5.1	68回線	5.1	0	—
ガス（供給停止戸数）	%	0	—	0	—	0	—	0	—

※1日後以降の停電軒数及び不通回線数は、津波により建物全壊した停電軒数、不通回線数を応急復旧対象外として除いている。

7 交通施設被害

区 分	被害数
道 路	8か所

8 生活支障等

区 分		1日後	1週間後	1か月後
避難者	避難所避難	1,413人	122人	30人
	避難所外避難	708人	28人	69人
	合 計	2,121人	150人	99人

災害廃棄物発生量	6万トン
----------	------

9 経済被害（直接被害）

ここでいう経済被害とは、被災地において、公共、民間を通じて損壊・喪失した施設や資産を震災前と同水準まで回復させるために必要な費用の推計のことである。

民間部門	公共部門	合 計
約69億円	約56億円	約125億円

第4節 地震発生時の応急対策等

第1項 地震発生時の応急対策

1 情報の収集・伝達

(1) 情報の収集・伝達における防災関係機関の役割は、震災対策編第3編第2章第1節第2項「関係機関による措置事項」に定めるとおりとする。

(2) 地震・津波や被害状況等の情報の収集・伝達については、(情報の種類に応じて)被災の状況により通常使用している情報伝達網が寸断されることを考慮し、震災対策編第3編第2章第1節「地震・津波に関する情報等の収集・伝達計画」及び本編第3編第2章第2節「被害情報収集・伝達計画」に定めるところにより行うものとする。

2 施設の緊急点検・巡視

町は、必要に応じて、通信施設、水門等の津波防災施設、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努める。

3 二次災害の防止

町は、地震による危険物施設等における二次被害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。

4 救助・救急・消火・医療活動

救助・救急、医療活動計画、火災予防対策、水防・消防、危険物等対策計画等については、本編第2編第8章「救助・救急、医療活動」及び第14章「火災予防対策」、第3編第4章「救助・救急、医療等活動計画」及び震災対策編第3編第11章「水防・消防、危険物等対策計画」に定めるところにより行うものとする。

5 物資調達

町は、発災後適切な時期において、町が所有する公的備蓄量及び企業との協定等により調達可能な流通備蓄量等について、主な品目別に確認する。

また、町内で不足する物資の数量について把握し、被災の状況を勘案し、必要に応じ県に対して調達、供給の要請を行う。

6 輸送活動

緊急輸送活動、緊急輸送計画等については、本編第2編第10章「緊急輸送活動」及び第3編第7章「緊急輸送計画」に定めるところにより行うものとする。

7 保健衛生・防疫活動

保健衛生計画等については、本編第3編第10章「保健衛生・動物愛護管理計画」に定めるところにより行うものとする。

第2項 資機材、人員等の配備手配

防災関係機関は、地震が発生した場合において、町防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うものとする。

第3項 応援要請

1 応援協定

町が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は、資料編資料1-4「1 災害応援協締結団体」を参照のこと。

2 応援の要請

町は、必要があるときは、応援協定を締結している関係機関に対し応援を要請する。

3 自衛隊の派遣要請の要求

町は、必要があるときは、本編第3編第6章第2節「自衛隊災害派遣要請計画」に定める要請権者に対し、次の事項を明らかにして県を通じて自衛隊の災害派遣要請の要求をする。

- (1) 災害の状況及び派遣を要請する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項

4 災害派遣の受入れ

町は、災害が発生し、県知事又は自衛隊から災害派遣の通知を受けたときは、速やかに派遣部隊の宿泊所、車両資機材等の保管場所の確保、その他受入れのために必要な措置等について必要な措置を行う。

また、このことについては、本編第3編第6章第2節第2項「災害派遣受入れ」を準用する。

第5節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助

第1項 津波からの防護のための施設の整備等

1 河川、海岸及び港湾・漁港の管理者

河川、海岸及び港湾・漁港の管理者は、地震が発生した場合は、直ちに水門等（自動・遠隔操作によるもの及び安全に閉鎖が可能なもの）の閉鎖、工事中の場合は工事の中断の措置等を講じるとともに、津波に関する情報収集を行う。

また、次の事項については、別に定めるものとする。

- (1) 防潮堤、堤防、水門等の点検方針・計画
- (2) 防潮堤、堤防、水門等の自動化・遠隔操作化・補強等必要な施設整備等の方針・計画
- (3) 水門等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法
- (4) 津波により孤立が懸念される地域のヘリポート、ヘリコプター臨時発着場、港湾・漁港等の整備の方針及び計画
- (5) 同報無線の整備等の方針及び計画
- (6) 津波に関する情報入手の手段

第2項 津波に関する情報の伝達等

津波に関する情報の伝達に係る基本的事項は本章第4節第1項「1 情報の収集・伝達」のとおりとするほか、町は、次の事項にも配慮する。

- 1 津波に関する情報が、管轄区域内の居住者、公私の団体（以下「居住者等」という。）及び観光客、釣り客やドライバー等（以下「観光客等」という。）並びに防災関係機関に対する正確かつ広範な伝達
- 2 船舶に対する津波警報等の伝達
- 3 船舶、漁船等の固定、港外退避などの措置
- 4 管轄区域内の被害状況の迅速・確実な把握

以上の項目について本編第3編第2章「災害情報の収集・伝達計画」を準用する。

第3項 避難対策等

避難対策等については、震災対策編第2編第17章「津波災害予防対策」、本編第3編第5章「避難計画」及び第14章「要配慮者支援計画」を準用するものとするが、町は、以下の事項について留意の上、南海トラフ地震への避難対策を強化する。

- 1 県の津波浸水想定等を踏まえ、居住者等が津波襲来時に的確な避難を行うことができるように津

波ハザードマップの作成・見直しに努めるとともに、その周知を図る。

- 2 地域特性等を踏まえ、津波による浸水想定区域の設定、避難対象地域の指定、避難場所・避難路等の指定、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示等の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した津波避難計画の早期作成に努める。
- 3 消防機関等と連携し、南海トラフ地震に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講じるべき者が作成する対策計画の作成を推進する。
- 4 居住者等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発のための対策を実施する。
- 5 帰宅困難者の不安を取り除き、社会的混乱を防止するため、徒歩帰宅のための支援策等を講じる。

第4項 水防に関する活動

水防に関する活動は、震災対策編第3編第11章第1節「水防活動計画」を準用するものとするが、町は、消防機関が津波からの円滑な避難の確保等のために講じる措置について、次の事項を重点としてその対策を定める。

1 津波に対する重点対策

- (1) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- (2) 津波からの避難誘導
- (3) 土囊等による応急浸水対策
- (4) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する指導
- (5) 救助・救急等
- (6) 緊急消防援助隊等応援部隊の進出・活動拠点の確保
- (7) 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立

2 地震が発生した場合の措置

- (1) 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
- (2) 水門及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置
- (3) 水防資機材の点検、整備、配備

第5項 水道、電気、ガス、通信、放送関係

1 水道

水道管の破損等による二次災害を軽減させるため、本編第3編第17章「ライフライン施設の応急復旧計画」に定める措置を講じる。

2 電気

電気事業の管理者等は、津波からの円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等が必要なことから、電力供給のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、火災等

の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施するほか、電気通信事業者が策定する推進計画に定める措置を講じる。

また、町は、本編第3編第17章第1節「電力施設」に定める措置を講じる。

3 ガス

ガス事業の管理者等については、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施する。

4 通信

電気通信施設関係機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。

町は、本編第3編第2章第3節「通信運用計画」に定める措置を講じる。

5 放送

各放送事業者が策定する推進計画に定める措置を講じるとともに、本編第3編第2章第4節「災害時の放送」に定める措置を講じる。

第6項 交通対策

町は、津波来襲のおそれがあるところでの交通規制、避難路についての交通規制の内容を計画し、周知する。

また、町及び各防災関係機関は、本編第3編第7章「緊急輸送計画」に定める措置を講じる。

第7項 町自らが管理又は運営する施設に関する対策

1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。

(1) 各施設に共通する事項

ア 津波警報等の入場者等への伝達

(ア) 来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な避難行動をとり得るよう適切な伝達方法を検討する。

(イ) 避難場所や避難路、避難対象地区、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討する。

なお、施設が海岸近くにある場合には、強い地震を感じたとき、又は弱い地震であっても長いゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報が発表される前であっても、直ちに避難するよう来場者等に対し、伝達する。

イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置

ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

エ 出火防止措置

- オ 水、食料等の備蓄
- カ 消防用設備の点検、整備
- キ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

(2) 個別事項

社会福祉施設にあつては、重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置を講じる。

なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定めるものとする。

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

- (1) 災害対策本部又はその支部がおかれる庁舎等の管理者は、1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。

また、災害対策本部等を町が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請する。

- ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- イ 無線通信機等通信手段の確保
- ウ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

3 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、原則として工事を中断する。

第8項 文化財保護対策

文化財に係る、災害による被害軽減を図るため、町は以下のような対策を推進する。

- 1 文化財の所在リスト（町内の指定文化財一覧表）を整備する。
- 2 防災設備の点検・整備を行う。
- 3 消防本部等との連絡、協力体制を確立する。
- 4 消防本部への通報、消火、文化財の搬出・避難誘導等の防災訓練を実施する。
- 5 文化財の所有者又は管理団体に対して、防災組織の活用、災害時における防災の方法等の防災措置についての指導を徹底する。

第6節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

具体的な施設整備等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮する。

第1項 建築物、構造物等の耐震化

建築物の耐震化等について震災対策編第2編第5章「建築物・公共土木施設等の耐震化」に定める措置を講じる。

第2項 避難場所等の整備

避難場所の整備等について震災対策編第2編第4章「地震に強いまちの形成」及び本編第3編第16章第2節「災害応急活動」に定める措置を講じる。

第3項 津波対策施設

海岸施設の点検・整備等について震災対策編第2編第17章第3節「海岸保全施設等の整備」に定める措置を講じる。

第4項 消防用施設の整備等

消防施設の整備等について本編第2編第14章第1節第5項「消防力の充実・強化」に定める措置を講じる。

第5項 緊急輸送を確保するために必要な道路又は港湾・漁港の整備

緊急輸送に係る整備について本編第2編第10章第1節「緊急輸送ネットワークの整備」に定める措置を講じる。

第6項 通信施設の整備

町、その他防災関係機関は本章第4節第1項「1 情報の収集・伝達」に定める措置を講じる。

第7節 防災訓練計画

第1項 訓練の目的

町及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施する。

第2項 訓練の内容等

1 訓練の実施回数

南海トラフ地震を想定した防災訓練は、少なくとも年1回以上実施する。

2 訓練の想定

南海トラフ地震を想定した防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とする。

3 訓練の内容

町は、防災関係機関及び居住者等の参加を得て行う総合防災訓練を実施するほか、県、防災関係機関と連携して津波警報伝達訓練など、地域の実情に合わせて、より高度かつ実践的に行う。

訓練の内容については、次に掲げるもの等のほか、本編第2編第3章第1節「町の行う防災訓練等」に記されているところによる。

- (1) 動員訓練及び本部運営訓練
- (2) 津波警報等の情報収集・伝達訓練
- (3) 警備及び交通規制訓練

第8節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

町は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

第1項 地震防災上必要な教育

1 町職員に対する教育

町は、災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行う。

防災教育は、各部、各課、各機関に行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 職員等が果たすべき役割
- (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 今後地震対策として取り組む必要のある課題

2 住民等に対する教育

町は、住民等に対する教育を実施する。

防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行うものとする。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (4) 正確な情報入手の方法
- (5) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (6) 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (7) 各地域における避難場所及び避難路に関する知識
- (8) 避難生活に関する知識
- (9) 平素住民が実施し得る応急手当、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の

備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容

(10) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容

(11) 被災者への行政からの支援制度、相談窓口等

3 児童生徒、防災上重要な施設管理者、自動車運転者等に対する教育

上記1、2のほか、児童生徒、防災上重要な施設管理者、自動車運転者等に対する自主防災思想や防災知識の普及啓発等については、本編第2編第1章「防災思想の普及啓発」に定める措置を講じる。

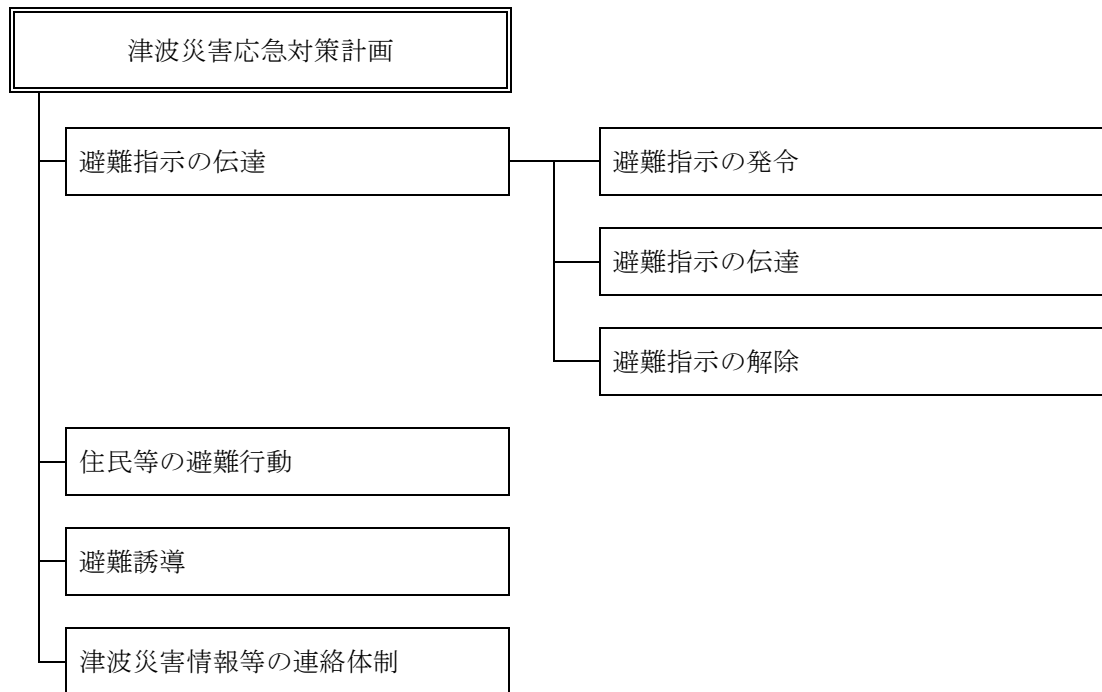
第2項 相談窓口の設置

町は、地震対策の実施上の相談を受けるため、必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図る。

第19章 津波災害応急対策計画

基本的な考え方

津波からの避難は、住民自らが津波警報等の情報を把握し、迅速かつ主体的に避難することがもっとも重要であることから、住民等が円滑かつ安全に避難行動がとれるよう対策を定める。



第1節 避難指示の伝達

第1項 避難指示の発令

津波には、到達時間の極めて短いものから、到達までに相当の時間を要するものまでであるが、情報収集や総合的な判断に時間を費やすことによって避難が遅れることのないよう、町は、次の判断基準に基づき、いずれかの場合に直ちに避難指示等を行う。

- 1 強い揺れ（震度4程度以上）もしくは長時間のゆっくりした揺れを感じて避難の必要を認める場合

※沿岸近くで地震が発生した場合、極めて短時間で津波が到達することも考えられるので、津波被害が発生する地震の特徴の把握に努めるとともに、地震発生後に津波に対する安全性が確認できない場合は、直ちに避難指示を発令する必要がある。

- 2 大津波警報、津波警報又は津波注意報を覚知した場合

第2項 避難指示の伝達

町は、次の事項について注意しながら避難指示を実施する。

- 1 避難指示を行ったときは、速やかに、その内容を広報車、町ホームページ、同報系無線、有線放送、報道機関の協力等あらゆる広報手段を通じ又は直接住民に対し、周知する。避難の必要が無くなった場合も同様とする。

この場合、情報の伝わりにくい高齢者、障害者等への伝達や夜間における伝達には、特に配慮する。

- 2 津波警報等に応じて自動的に避難指示等を行う場合でも、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝達する。

第3項 避難指示の解除

当該津波予報区の津波注意報・警報が解除されるまで、避難指示の解除は行わない。

第2節 住民等の避難行動

町は、沿岸等において強い揺れ等を感じた時に次の避難行動をとるよう、住民、船舶等に周知徹底を図る。

1 住民に対する内容

- (1) 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海岸から離れ、急いで高台等に避難する。
- (2) 正しい情報をラジオ、テレビ等を通じて入手する。
- (3) 揺れを感じなくても津波注意報が発表されたときは直ちに海岸から離れ、大津波警報又は津波警報が発表されたときは急いで高台等に避難する。
- (4) 津波注意報でも危険であるので海水浴や海釣りは行わない。
- (5) 津波は繰り返し襲ってくるので津波警報等の解除まで避難を継続し、沿岸部に近づかない。

2 船舶に対する内容

- (1) 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに港外（水深の深い広い海域）に退避する。
- (2) 正しい情報をラジオ、テレビ等を通じて入手する。
- (3) 揺れを感じなくても津波警報等が発表されたときは直ちに港外（水深の深い広い海域）に退避する（ただし、時間的余裕のある場合にのみ行う。）。
- (4) 港外に退避できない小型船舶は、直ちに陸上の高台に避難する。
- (5) 津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報等の解除までは、沿岸部に近づかない。
- (6) 津波に対する協議会等が設立されている地域、港においては、港長等から発令された避難指示等のとおり安全対策を実施する。

第3節 避難誘導

1 住民等への避難誘導

町は、住民等が迅速かつ安全に避難が行えるよう誘導する。

2 誘導する者の安全確保

避難誘導や防災対策を行う消防職団員や警察官、町職員については、安全が確保されることを前提とした上で、避難誘導を行う。

3 要配慮者への避難支援

町は、予想される津波の到達時間を考慮しつつ、要配慮者の避難支援等を行う。

第4節 津波災害情報等の連絡体制

1 町及び防災関係機関等は、震災対策編第3編第2章「災害情報の収集・伝達計画」により、津波等に関する必要な情報を迅速かつ正確に把握し、入手した情報を速やかに住民及び関係機関に伝達する。

2 町は、津波警報、避難指示等の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも伝達できるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ、携帯電話、SNSやホームページ等のあらゆる手段を活用する。

3 町は、報道機関の協力を受けて、住民等に対し広報を行う。

第4編 復旧・復興計画

第 1 章 公共施設の災害復旧・復興計画

本編第 4 編第 1 章「公共施設の災害復旧・復興計画」を準用する。

第 2 章 被災者の生活再建計画

本編第 4 編第 2 章「被災者の生活再建計画」を準用する。

第 3 章 被災中小企業・農林水産事業者復興支援計画

本編第 4 編第 3 章「被災中小企業・農林水産事業者復興支援計画」を準用する。